

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第五十二号

昭和三十六年五月三十一日(水曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動
本日委員阿部竹松君及び小林孝平君辞任につき、その補欠として戸叶武君及び武内五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 藤野 繁雄君
理事

委員

青田源太郎君 石谷 憲男君 植垣弥一郎君 岡村文四郎君 河野 謙三君 重政 庸徳君 田中 啓一君 高橋 衛君 仲原 善一君 堀本 宜実君 大河原一吉君 北村 暢君 清澤 俊英君 武内 五郎君 戸叶 武君 安田 敏雄君 棚橋 小虎君

國務大臣 千田 正君
内閣総理大臣 池田 勇人君
農林大臣 周東 英雄君
通商産業大臣 椎名悦三郎君
政府委員 法制局長官 林 修三君
法制局第三部長 吉國 一郎君
農林政務次官 井原 岸高君
農林大臣官房長 昌谷 孝君
農林大臣官 房審議官 大澤 融君
通商産業省 軽工業局長 秋山 武夫君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員 通商産業省 通商局長 山本 重信君

説明員
通商産業省 山本 重信君
通商局長 山本 重信君

本日の會議に付した案件

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)
○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業基本法案(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)、以上三案を一括議題といたします。

この際、池田内閣総理大臣の出席を得ましたので、総理大臣に対する質疑を行ないます。質疑要求の委員の發言は委員長において順次指名いたします。亀田君。

○亀田得治君 社会党を代表して質問いたします。農基法についてはいろいろの問題が多いわけですが、委員会における審議の経過にかんがみまして、特に総理から考え方を聞いておきたいという点等にしばって一つお尋ねしたいと思ひます。農林大臣等の御意見はたびたび聞いてもおりますので、多少こまかいことにわたるかもしれませんが、しかし農民にとつては具体的に非常に関係の深い問題点でありますので、率直に総理の考え方をただしておきたいと思ひます。

第一は、第一条の農業政策の目標という点です。第一条には、他産業従事者と均衡する生活を目標とすると、こういうふうになつております。で、この点もたびたび委員会で質疑いたしました。が、はつきりしない。他産業の中のどこをねらうのか、あるいはその間定的には言えないのであつて、結局は全産業の平均をとるのか、そのこと自体も明確にされておらないままなんです。わが党の江田委員が農林大臣に確かめた際にも、結局は、いろんな考へがあるが、農政審議会においてきめられることになるだろう、こういうふうな意味のこともお答えになつておる。こういうことでは、肝心の法案の大事なところというものはなはだば

けてくるわけでありまして、総理の見解をあらためて一つここで聞きをしなうと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 私は、農業が他の産業と均衡するということになれば、一般国民にはおわかりいただけると思ひます。で、あなたは、他の産業というのは工業をとるか、商業をとるか、あるいは労働階級をとるか、こういうのをあれでございしますが、私は、工業も商業も、そうして他の産業に従事しておる方々も考えて均衡するということでおわかりいただけると思ひます。

○亀田得治君 そういたしますと、他の産業の全体——その平均というところ、また少し問題が集約されてきてお答えにくいと思うのですが、他の産業全体、こういう理解ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 他の産業全体といつても、全体の考え方がございします。たとえば工業所得と商業所得は違ひます。それでは、その平均かどうかいいますか、こういう工業所得がどうだ、商業所得がどうだ、商業にいたしまして、金融業とかあるいは交通業とか、いろいろなものがあるが、その平均か、そういうものか、そういう個々ののじゃございせん。そういう個々の他の産業のあり方を見ながら、それと均衡するといふのでございしますから、観念的に私はわかると思ひます。

○亀田得治君 しかし、これは後ほどお聞きいたす、たとえば法の第四条、

そういつたような運用にも非常に関係してくることですね。具体的にどこを目標にして均衡を考へるかということ、だから、これはむずかしい問題でありまして、法案を出した以上はやはりもう少しはつきりさせてもらわなうといふかと思ひます。

で、先ほどもちよつと申し上げましたように、またここに議事録もあるわけですが、農林大臣が、結局はそういうふうなことは農政審議会等で議論されてきまるのじゃないか、こういうふうなこともおっしゃつておられるわけですが、そういうことになりまして、大事な目標というもののについて提案者なりあるいは立法者である国会があまり明確にしないままに、そのほかの機関が具体的にきめておると、こういうことにもなりかねないわけですね。

農政審議会の目標のきめ方いかんによつては、がらつとこう変わつてくるわけなんです、様相が。非常に高いところに目標をきめれば、それだけ国家の義務などはふえてくる、低いところをねらえば現在とは大して変わらなう、こういうことにもなるわけなんです。非常に大きな、あとの運用全体に影響が出てくるわけなんです。そういう意味でお聞きするわけですが、この農政審議会にそういうことを判断させるおつもりなんですか、具体的に。

○國務大臣(池田勇人君) 法案の第一条にあります他の産業との均衡ということは、これは良識がきめるもので

でございます。農政審議会の方々も良識をお持ちになっております。そうして、それから出た判断につきまして、も、国会、政府の方々が良識をもってきめるのであります。私は、法案としてはこれでわかりただけだと思っております。

○亀田得治君 まあ法案の書き方はこれでいいのかもしれませんが、たとえばその説明として、社会党案の場合であれば三十人規模以上の勤労者の生活、こういうふうにはっきりと説明をいたしております。そうすると、それに対するこの生活水準というものは、すでに統計上明らかにしておるわけですから、だからこういう水準をねらうのだな、こういうことがわかるわけですね。やはりもう少しこれははっきりとして目標というものを御説明願わないと、どこにきめてもこの第一条違反にはならないと。まあどこにきめても、この場合は、これは極端な言い方ですが、そういうおそれが出てきませんか。そうして絶えず農政審議会自身か、この他産業との均衡の目標をどこに置るか、こういうことで議論が沸騰することにもなりかねない。私は、そんなものじゃなしに、農政審議会というものは、これは行政機関の下部の機関ですから、やはり目標自体は立法者が明確にきめて、その範囲内で農政審議会が仕事をしていくと、あるいはその後の農林省の仕事もそのワケ内でやっていくと、これが、私は基本法を作る以上はそうあるべきものだと思う。それは前回の質疑でも、本日のお答えでも、この点にはなだ不明確なわけでありまして、時間の都合もありますので、この程度にいたしておきます。

それから、もう一つは、ここに他産業従事者の生活と均衡をさせる、こういう表現を用いられておる。ここにも私たちが若干疑義を持つわけですが、社会党案では、他産業従事者の生活と同一の水準、こういう表現を用いているわけですね。同一の水準というふうにした方がはつきりしていいんじゃないやありませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 他産業と均衡ということ、三十人以上の工場、職場における労働者の平均と、こういうふうにお考えになりますと、これは少し片寄り過ぎておるんじゃないやしませんか。私は、農業というものを自立農業ということになれば、中小企業の小規模な人ともやはり均衡をとらなければならぬ。そういうものと、特定のものとの均衡をとるということは、私は農家のためにもよくないし、政治としてはなかなかむずかしいんじゃないかと思ひます。こういうことは法律ができて、その全体の運用によつて良識で私にきめていくのが一番妥当な方法である。フィックスした、きまつたものに物事を寄せようというのはいさなにかむずかしい。全体の状況を見て均衡をとるということが政治だと思ひます。

○亀田得治君 いや、あとの問いです。均衡という言葉は、あとの問いです。均衡という言葉は、あとの問いです。均衡という言葉は、あとの問いです。

○国務大臣(池田勇人君) あとの御質問に対して、今のお答えで私は答えになっておると思ひます。同一の水準ということと均衡ということとは、先ほど答弁した通り、ぴしゃっと一緒という意味じゃなしに、大体良識で均衡がとれたということが目標でいいと思ひます。

○亀田得治君 しかし、これは目標です。目標ですから、相当私たちが理想的な高い線というものを打ち出していいわけですね。非常にかけ離れたものを示すなら、これは別ですが、それから三十人規模というの、これは決してわれわれとして固定的に考えているわけじゃないのです。その程度の生活の内容と、こういうことでありまして、内容が同じであれば、ほかの基準を持ってきてもこれは差しつかえないわけですね。少なくとも、その程度の生活に引き上げらるんだということがはつきりしなければ、基本法じゃないんじゃないや。そういう意味で申し上げておるの、多少そこに総理の方も誤解があるようですから、説明いたしておきますが、そこで、同一水準と書かなくても均衡でいいと言われまうが、しかし、この均衡という言葉の中には、同一まではないか、両者の格差を縮めていく、あるいは格差の拡大が進行することをとめる、そういうふうな消極的な意味も含まれているんじゃないやしませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 御質問の点にはつきりいたしません。同一水準ということと均衡ということとは、私はあまり変りないと思ひます。均衡という言葉が、一番あらゆる場合に合うのではないや、こう考えております。

○亀田得治君 同一水準と同じ意味だというふうに言われているようですから、それで一つ大体了承いたしておきます。それから、先に進みますが、第四条と第七条の関係について若干念を押しておきたいと思ひます。第七条に

よりますと、政府は毎年国会に農業の動向を考慮して講じようとする施策——今後の施策ですね、これを明らかにした文書を出す。こういうことになっておりますが、この明らかにされた施策というものは、当然第四条の財政上の措置、これが当然なされる。こういうふうには、第四条の意味を理解したいわけですが、第七条で施策を明らかにしたけれども、財政上の措置は全部やるかやらぬかわからないと、こういうことでは、第四条を特に置いた意味がなくなる。この点はどういうふうな理解したらいいでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) 農業基本法の最も重要な点は第四条、第七条——もちろん第一条もございまして。第四条におきましては、農業に対していろいろ法制上、財政上の措置をとらなければならぬと、こうやっております。その基本はここに置かれています。うになりますと、第七条の規定によりまして、いろいろ過去の実績、将来の見通し、勧告と申しますか、意見が出る、その意見によりまして法制上、財政上の措置をとらうと、その程度の問題につきましては、政府も考えがございまして、また国会におきまして議論の的になると思ひます。

○亀田得治君 そうすると、第七条と第四条とは、若干具体的な措置としては、今「程度」とおっしゃいましたが、具体的な措置としては、幾らか開きができる場合が予想されるのか。そういう場合には、普通はたとえば予算の許す範囲内とか、そういうふうな条件が普通はつく。これはついておらない。無条件なんです。しかも、財

政上の措置を講じなければならないと、こうはつきり書いておるわけですから、そういう七条と四條の間にギャップができるということでは、多少四條の文面に合わないのじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) そんなことではないと思ひます。第七条の規定によりまして、過去の農業の実績等に、将来こうあるべきだという意見が出るわけでありまして。そういう意見に基づいて、法制上、財政上の措置をとる。そうすると、その意見の通りに予算を組まなければならぬという問題がございまして。予算ばかりじゃございせん。教育問題もありまして、金融問題もありまして。そういう意見を聞いて、そうしてそれに基いて法制上、財政上の措置をとればいいのであつて、私は何もそこに変わつたことではないと思ひます。

○亀田得治君 それじゃ、第七条の文書によりまして、一定の財政措置を当然伴ってくる、こういうことが書かれておる場合には、これは当然第四条によつてそれは予算化等されるわけですね。

○国務大臣(池田勇人君) それは第七条の規定によりまして、政府がこういうことのできたいと言へば、それにあれしめて財政上、法制上の措置をとることに相なるのであります。

○亀田得治君 それから、第四条の第二項の金融措置ですね、この点も第一項と考へ方としては同じことになるのだと思ひますが、具体的には、農業金融についての金利の問題とか、あるいは償還方法の問題とか、あるいは農協の膨大な預金の利用の問題とか、いろ

いろいろ問題を抱えておる。これはもうすでに抱えておるわけですね。質疑の過程でも、これはもう明らかになっておる。だから、こういう問題については、どういふふうな今後具体的に措置をとられようかと総理はお考えになっておるか。この前、江田書記長の質問のときたったと思いますが相当思い切ったことをなさるようなこともちよつと言われましたが、もう少し具体的に、農協の資金の利用方法の問題なり、そういう点について構想を承りたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) ただいまでも、農協の資金の使い方等につきましては、政府もある程度、三百億円とかですか、予定してやっております。今後さらに、農業基本法に基づきましていろいろ施策をやっていく場合におきましては、うまく農業がどんどん進んでいくような金融上の措置は、相当たくさん出てくると思います。金利も相当下げなげやりますまい。またワクも相当とらなげやりますまい。いろいろな点がございしますが、われわれが農業に対して非常な関心を持っておるというところは、農業基本法の制定でもおわかりの通り、私はこの気持ちを農民やあるいは一般国民は知っておられると思います。その場にあたりまして、十分なと申しますと、また言葉に程度が行き過ぎるということがありましよう、まあできるだけの措置はとる考えでおるのであります。

○亀田得治君 七条、四条はその程度にいたしまして、第八条ですね、ここには、重要な農産物について政府は需要、生産の長期見通しを立てると、こういうことになっております。そこ

で、お聞きしたいのは、政府の立てた長期見通し、それが狂う場合が相当ある。そういう場合における政府の責任ですね、そういう点については何も書かれておらぬわけですが、どういふふうなお考えでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) 政府といたしましては、農民とともに、その農業がうまく伸びていくように、そして生産と価格が安定するように、ともしに知意をしぼり合っていくわけでございします。従って、政府としてはあらゆる調査をもとにいたしまして、こうなるだろうと、こうやっていくわけですね。しかし、経済事象は必ずしも政府の見通し通りいかぬ、農家が非常にそのために損をしたという場合には、やはり政府としてはある程度それが善後策を講じなげやならぬことは、私は政府として、当然なことだと思ひます。それならば、どれだけの損をどれだけ政府と農民が分け合うかという問題につきましては、やはりその事態に沿うて政府の責任、農家の責任等々いろいろ場合を考へまして、善後策を講ずるという例はございします。また、今後はこのことによつてやるのでございしますから、政府としては誤りのなきようにしていくと同時に、もし万一誤った場合におきましては、これが善後策は皆さん方と相談いたしまして適当な措置をとることは、私は政治として当然なことであらうと考へます。

○亀田得治君 ある程度の善後策ということとやなしに、やはりそれは政府が責任を持ってこのかかった迷惑は取り除くと、こういうことをはっきりすべきなんじゃないかと思うのです。

そういう責任をこの第八条の長期見通しにくつつけることによつて、長期見通し自体もやはりこれは慎重に科学的に検討されると思うのです。起きた結果についてある程度の善後措置を講ずるというふうな程度では、やはりその長期見通しの作業自体に対する取組み方ですね、ここにやはり問題が出てくると思う。長期見通しを立ててなる以上は、皆さんとしては農民にこの方針を理解してもらつて、その方向で進んでほしいと、こういうことなんでしょう。そういうわけなのであれば、農民がそれを信用しなげやだめなんだ。だから、みずから責任を持つという強い態度を出すことによって、作業ももっと深まると思ふのです。農民自体も長期見通しというものを非常にやはり大事にしていくと思ふのです。そうしなげやんと、こりやもうたびたび言われるのですが、政府が何か言つたて、大体それと逆のことをやつていければ間違いないだろう、そんなことが言われるなんていうことは大へんな問題なんです。そういうことをなくするには、やはり画期的な法案を作つて新しい農村を作るんだというのなら、皆さんの方でも責任を持つ、こういうことをはっきり言明された方が私は政府のために非常にいいと思ふのです。が、どうなんでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、政府も国民と一体でございします。これは相対立するような考え方は私はよくないと思ふ。先ほど申し上げましたように、そういう見通しにつきましては、農民とともに政府は慎重な態度で見通しをつけます。そうしてそれに協力をしていたら、そうしてうまくや

っていく。万一そういうふうになつても、経済のことでございしますから、非常な迷惑をかけるというふうな場合におきましては、これはもう政治責任として当然のことではございしますまいか。それを、農民に損をかけた、政府がすぐそれを責任を持ちますといふふうなことを書くのは、私はあまりに政治的でないと思ふ。こういう条文がなくても、昔中小企業の機屋さんの問題等につきまして政府はやつておる。政治というのはそういうものだと思ふ。政治というものはそういうものだと私は考へる。従いまして今度のように法律に規定を設けまして、見通しを立てて、そして農民とともにやつていくときに、それに不慮の損失が起こつたという場合には、書いても書かなくても、善後策を講ずるのは当然のことだと私は考へておるのであります。

○亀田得治君 こういう長期見通しに関連して、たとえば生産なり出荷の計画化、こういうことが必要なんじゃないか。生産なり出荷ですね、これを計画化していく。政府の現在の考へでは、それは農民自体あるいは農民の団体が自主的におやりになることだ、こういう考へのおやりですが、今までの質疑の過程では、政府の方とはよく長期見通しだけ立てて置く、あとは皆さんの方でそれを参考にしていく、自主的に対処してほしい、こういう考へ方なのですよ、その考へ方を少し改めないで、実際はうまくいかぬのじゃないかというふうな私たちが感ずるのです。が、それで、つまり、政府が長期見通しを立てれば、その立てた長期見通しがスムーズに進むように、やはり生産、出荷についてももう少し関与して

いく、これは農民なり農民団体の自主性を壊さない程度ということももちろん前提条件ですが、そういう考へ方にもう少し入つていきませんと、これはどうにも問題のスムーズな処理というもの、私はできないのじゃないかと思ふのですが、その点非常に消極的なんですね、今まで、いろいろお聞きしても、そういうふうな考へ方を、いわゆる戦時中の作付統制とかそういう意味で私申し上げる意味じゃないのです。が、長期見通しが具体的な結果としてずっと進むように、生産、出荷についてももう少し政府が乗り出して、こういうかまえていふものはとていいんじやないかと思ふのですが、それはどうでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) これは社会党さんの方々とわれわれの考へ方の違つたところでは長期の見通しを立てて、そして国が、第九条に書いてありますように、いろいろ指導をいたしております。しかし、だれがやるかといつたら、これは農民並びに農民団体の人で自主的におやりになる。ただ、やつてみて、輸入関係とか、資材の関係とか、いろいろな点で国がそれに対しまして指導その他はやりますけれども、建前は農民が、農民団体がおやりになるのであります。われわれはそういう道作をする、そしていい方向に向けるように長期計画を立てるのであります。これを国がどこまで介入すべしという問題は、これは程度問題で、状況によつていろいろ差は出て参ります。お話をうけて、その計画がそつたというときにはいろいろ国がめんどうを

見なければならぬ点もあると思ひます。しかし、これはそごしたことを頭に置いて全体の統制やあるいは政府が生産に口ばしをどんどん入れていくという事は、私は民主的なやり方ではないと思ひます。

○龜田得治君 まあ実際にやることについては、必ずしもそんなにこう違つてくるとも考えないんですが、しかし、とりよつたによつては、非常にこう性格が違ふような感じもする問題ですが、しかし、政府のようなやり方では、これはもう、少し実際におやりになつても、なかなか私はうまくいかぬと思ふんです。そのうちに、結局そういうことなら、長期の見通しなんか立てない方がいい。だんだんこれは後退してくると思ふんです。これは一つ問題点として出しておきます。

それから、次に、価格政策の問題に触れたいと思ふんです。これは法案の第十一條で扱つてゐる問題であります。が、まあこの法案でいろいろ問題はありますが、その中でも、価格政策のあいまいさ、こういう点が一番問題であらうと思ひます。これは私たちがただ理屈として申し上げてゐるだけじゃなしに、参議院においては地方聴聞会をや

りまして、そして普通の聴聞会のやり方とは違つて、耕作農民自体の御意見を聞く、こういう新しい方式で、そしてこれも農業県に出かけてその聴聞会をやつたわけなんです。いろいろの御意見があります。政府案に賛成、反対、いろいろありますが、賛成の農民の方であります。この価格政策の問題では非常にやはり心配してゐる。これはもうほとんど共通したやはり意見、批判なんです。そういう立場か

ら、たとえばこの第十一條の第一項、価格をきめる要件として「生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して」云々と、こういうことが明記されてゐるわけですね。この中で、たとえば生産事情ですね、生産事情という中には生産費は含むのかと、こういう問いに対して、農林大臣は、それは当然生産費は生産事情の中の一つだ、こういうふうに委員会でお答えになつてゐるわけなんです。そこで、そういう当然含むんだということであれば、ここに明確に明記したかどうかということをお私たちが申し上げたいわけなんです。これはわれわれだけがわかつていいん

じやなしに、農民自体にわかりやすくする必要があるのであります。当然含むんだといつても、そういう点についてやはり危惧を持てゐるんです。これはもう聴聞会でほとんどこう出ている意見なんです。だから、「生産費など生産事情」上の方にちよつとこういう字句を挿入すれば、非常にこうわかりやすくなるわけですね。それくらいのことでは考へていいと思ふのです。これは総理大臣の御見解はどうでしょう。

○國務大臣(池田勇人君) 十一條第一項の「生産事情、私はもちろん、この生産費といふのが生産条件、生産事情の重要な部分だと考へております。これはそうとるのが当然であります。「生産費その他生産事情」と、こう書かなくても、これは生産事情の相当部分は生産費のことと私は了知しております。

○龜田得治君 いや、私の申し上げるのは、それをわかりやすくしたらどうか、そういう意味で申し上げておるわけなんです。このたとへば三番目に書いてある「物価その他の経済事情」、これだつて一つの物価といふのは例示的な書き方として書いてあるわけですね。この方がやはりわかりやすいです。だから、農民としては、三番目のところですね、「生産事情、需給事情、物価その他の経済事情」、これを「経済事情」とだけ書いてあつたら、やはりいろいろ物価の関係はどうなるのか、当然問題が出てくる。その際に物価は当然経済事情に入ると、こうおっしゃつても、やはり法文としては明らかにしておいた方がいいわけなんです。農民はやはり生産費といふことを非常にやかましく言つておるわけですから、それほどはっきり当然含むものであれば、書いてもいいわけですね。これはまあ議論になりますから、この程度にしておきますが、まあ総理もこれは生産費を当然含むのだと、こういうことを明らかにされたから、一応その点だけは中身としては了承しておきます。

もう一つ、同じことが所得といふ問題についても言えるわけですね。政府のこの基本法の中でも、農民の所得の増大とか、所得の確保、こういったような用語を三カ所使つております。だから、農民の所得の確保といふものを無視しておると私はもちろん申し上げるわけじゃないのです。しかし、その所得の確保のための手段といふか、それはやはり農産物を売り払つて得る代金による収入、これが所得確保の一番の重点ですね。だから、所得確保といふことをほかのところでも三カ所もこの法案がせつかく述べておりながら、肝心のこの物価問題を扱い、農産物価格を扱う第十一條の第一項でそのことを抜かすといふことは、ちよつとふに

落ちないわけなんです。これも当然、しからば所得の確保をどういう水準で確保するのかといふような問題等もあるでしょうが、所得の確保自体は、総理大臣もこれは無視されないのだろ

うと思ひますから、こういう点も農民がやはり非常に危惧を表明しておる点なのでして、やはりここに明らかに入れた方が好ましいのじゃないかと思うのです。が、どうでしょう。

○國務大臣(池田勇人君) 私はけさの六時過ぎのあの「私たちの言葉」というラジオ放送を聞きましたが、農民がこの価格といふことにつきまして非常に関心を持っておるということは私も承知いたしております。そこで、この第十一條の一項といふのは、価格のきめ方を言つておるのであります。そうして、それを第二項が受けまして、「農業所得の確保」といふふうになつておるのであります。法文の建前としては、形式上私はこれが一番いい。實際的の所得の確保といふ全体的な問題は、法の全部に流れておる思想でございます。そこで「所得の確保」といふようなことは、これは法文としてよくないと私は考へております。

○龜田得治君 条文としてよくないとおっしゃいますけれども、それは経済問題について総理ははなはだくろうとですから、何かそういう特別な専門的な立場からおっしゃるのかどうか知りませんが、私たちは農民が望んでおる、また農民の理解のしやすいようなものであるのがほんとうである、こういう立場から申し上げておるので、所得の確保を無視されないのであれば、書いたつて差しつかえないじゃないか。そういうことを書くことは、価格

決定の要員として理論的に間違ひないだつと、そういうことでもあるのでしようか。

○國務大臣(池田勇人君) 条文の書き方といたしまして、十一條第一項といふものは、「その価格の安定を図るための必要な施策を講ずる」と、価格の安定といふことを言つておるのであります。だから、この条文の十一條の一項といふことは、今の生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して価格の安定をはかるということであつて、ここからは所得の確保といふのは、これでは出てこない。価格の安定といふところへ持つていって「所得の確保」と同じ項で入れるといふことは、条文の形式上私はとらない。所得の確保といふことはこの前の「価格の安定」で、二項にも所得の確保といふことのために、いろいろな措置を講ずると、こう書いておるのでございませうから、条文全体をずっと見まして、この条文のこの条項は何をさしてゐるのだと考へた場合に、「価格の安定」といふことを入れておるのでから、こへ持つてきて「所得の確保」といふことを入れることは、私は法文の書き方として妥当でないと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君) ちよつと補足いたしますが、総理のお答えをいたしておりますのは、十一條にはむしろ所得の確保といふことを書かない方がいいと、こういうことであります。それを所得の確保は、価格の問題だけで確保されるのでなくて、所得を確保するためには生産性の向上とか、あるいは技術の向上、近代化といふようなもの、あらゆるものを含んで所得が増加されることになる。そこで、価

格だけで所得の確保ははかれるのやなくて、こういう考えでこれは一応入れておきません。従って、二項の方にあってむしろの価格の状況というものはこうなつて来たが、それではたして所得が確保されたかどうか、あるいは生産性が伸びた、あるいは取引の流通は合理化されておるだろうかという二項でさらに検討するようないふことに持つてきて書いてあります。そういうふうな書き分けをしておるわけでありまして。特に繰り返して、所得の確保というものが価格だけで済まぬのじゃなくて、所得確保はほかのあらゆるものが総合的に考えられて所得確保ということが考えられてしかるべきだろうというところで、ここにこういうふうな書かれております。

○亀田得治君 これはどうも納得いきませんね。その程度のことなら、多少重複したって、農民にわかりいように書くということが基本である以上は、私は当然だと思ふのです。同じことを繰り返しても仕方ありませんから……そしてこれは各農民からたびたび出ておる御議論なんです。で、私がこういうことを申し上げる一つの理由は、所得の確保というものができておらないのです。農産物価格において必ずしも、それは農産物価格だけで所得の確保をするわけじゃありませんが、はなはだしく所得というものが無視された価格というものによつてあるわけなんです。だから、その点をしつこく申し上げるわけなんです。たとえば、一番その代表的なものは酪農ですね。これは酪農省からいただいたこの資料によりまして、酪農家の一日当たりの賃金、これがきわめて低いわけ

です。で、そういう現状に対する不満というものを無視しておるのです。これは、この三十一年の統計ですと、平均して二百四十四、酪農家の家族労働報酬が、それから三十二年が二百三十二、三十二年が、これはまあ特別な年だつたわけでしょうが、九十円にしかなつていないわけですね。こんな統計を皆さん自身が私たちに渡しておるわけです。それからもう一つは、そういう安い労働報酬しか得られておらない、ところが、他方、農民は牛乳を安く庭先相場で売つておりますが、町の中では約三倍です。年によつて多少の差はありますが、約三倍です。だから、こういう状態に対する不満があるのです。だから、池田さん、その第十一條の書き方の問題は、まあ一応理屈のやりとりになりましてから控えますが、今私が申し上げたような状態ですね。そんな低い一日の労働報酬、そしてまた庭先相場の三倍もするような価格で一方では処理されておる。こういう状態に対して、総理はこういうことがそれでいいとお考えになつていないでしよう。

○國務大臣(池田勇人君) お話の通りのような実情を私は考えまして、今後酪農に對しましては十分力を入れていかなければならぬ。そこで、生産事情、あるいは需給の状況、流通関係等を考へていきたいと思います。おのゝこを考へていきたいと思います。何と申しまして、国民の嗜好が脂肪、蛋白質の方に向かつておるからでございまして、最もこの方面に力を入れていきたいと思います。○亀田得治君 それは、力を入れても

らうのはけつこうですが、酪農民にとつては具体的なんです。農民の方々が、ちよつと町へ映画でも見に来て牛乳をたたくと、自分たちが売つたものが三倍になつておる。これはもう痛切なんです。で、こういう不満は、で、池田さんは、経済の普通の常識からいって、こういう三倍の値開きがある、こういうことはちよつとおかしいといふふうにお考えなんですか。どの程度がこれは正當なんですか。具体的に、こういう問題は、目標を出してもらわないと。

○國務大臣(池田勇人君) 価格の決定は需給でございまして、牛乳のような品物につきましては、ほかの繊維品とかああいうものとはこれはおのずから事情が違ひます。どの程度に差があるのがいかというところは、やはり生産、消費の事情から来ることであり、流通の、流通機構の問題等があるものであります。従ひまして、やはり増産と同時に、その消費に向かう流通の過程におきまして、いろいろ私は今後検討すべきことがあると思ひます。

○亀田得治君 私のお聞きするの、具体的に牛乳のことを聞いているわけですが、四円何がし、五円何がしというものが、町で十四円とか十三円とか、こういうことで、毎年ずつと処理されておる。これはこのままで私はいかぬと思ふのです。どういふ具体的ななしからば線がほぼ正しいといふふうにお考えになつておるのか、その考えを聞かしてほしい。そういうふうにもつていくためには、いろいろのやり方があろうと思ひますが、とにかくねらいどころだけを、これははっきりしてもらいませんと……

○國務大臣(岡東英雄君) これは池田さん御指摘のように、酪農問題について、その乳の売られ方というものにつきて、私は各地方においても非常に事情が違ひます。北海道で売られておる乳、東京近郊で売られておる乳、大阪近郊で売られておる乳、これみなそれぞれ違つております。私は、あなたの御指摘のように、あまりにも農民から渡されておる価格が、四円五十銭、あるいは五円五十銭というように違つております。それで渡してはいるが、それがあるいは違つて、十三円に売られ、十五円、ときには十六円というところもあるやうであります。こういう間の開きを見て、非常に不満を持たれるといふことは、私は必ずしも否定はいたしません。しかし、その間の問題について、どういふ形に流通機構を変えていくか、また中間経費を省いて、しかも生産者と消費者との間に有利な形に持つていくことにはどうしたらいいかという点については、これは相当私は複雑な関係を切り開いて検討する必要があると考へております。

○國務大臣(岡東英雄君) それは、ちよつとすぐには私はいかぬと思ひますが、少なくともここに酪農家は受けた乳を消毒し、あるいは加工し、びん詰にして売ります。またそれを配達する人間の賃金というやうな、いろいろなものがからんでおる。そういう面をいかなる形に考へていくかといふ点については、私は検討して、乳の取引形態を考へていきたいと思ひます。

それから、先ほど御指摘の、非常に労働報酬が少くないといふことで、これは私は、かなり今日少数飼育で、そう

してやつてゐる点にもいろいろ問題がある。ある程度多頭飼育になりつて、そして同じ労働をかけたつて、生産性を高きものにしていくという方向へ持つていくことも、私は農家の利益を上げることだと思ひます。現在の形のままでおいて、どうしたらいかといふ議論はいけなないので、今の飼育の形それ自体においても農家は不利になつてゐる。こういう点をどう考へるかといふことを考へていかなければ、いかなる経営形態においても、いかなる損を上げていけばいいといふ、こういう考へ方では私はいけなないので思ひます。しかし、いずれにいたしましても酪農を奨励する以上、その乳価の維持、酪農家の利益の向上については、さらにあらゆる面を考へて、私どもは決定していききたい、かやうに考へております。

○亀田得治君 時間が限られてゐるものですから、農林大臣のお答えは、一つでできるだけ簡潔にお願いしたいと思ひます。

それから、次にちよつと進むことについて、構想問題に移りたいと思ひます。政府はこの十五條の自立経営の育成、こういう点を第一義的に考へておられるやうです。ところで、自立経営をたくさん作つていくためには、当然この農地の相当移動というものが予想されるわけなんです。いろいろな所得倍増計画にもその数字が出ておる。その数字には私は別にとらわれて申し上げるわけじゃない。ともかく相当程度の農地の移動、こういうものは、当然考へられる。ところが、現状では、開拓政策等の関係から見まして

も、結局はそれを買い取るという格好がその中心にやはりなるわけなんです。で、その際に当然この農地の価格ですね、これはもう大問題なんです。で、将来この農地価格というものに対する見通しですね、総理はどういうふうにお持ちになっているのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 価格の見通しということば、なかなかむずかしい問題だと思います。これは農業全体のこと、そうして経済全体のことから来るので、農地の価格も、これは大都会付近とかあるいは地方、いろいろ千差万別だと思います。私は、過去一、二年の間の相当の価格の上昇があった。これは都会地付近のことであります。

そのムードが地方にも行っていると思ひますが、しかし、地方の方は必ずしもこの農地の価格というものはそう上昇しているとも考えられません。ここ一、二年の間で、これは日本の農業のあり方、そうして農民の売る人、買う人の間においてきまることでありまゝす。見通しといたしましては、私はさあつと上がつてくるというような見通しを持っておりません。

○**亀田得治君** これは地方に行きましても、私たちが農林省からいたいだいたこういう不動産研究所の資料などとは比較にならぬ上がり方をしておるところがたくさんある、地方でも。都会付近の農地の価格なんというものは、資料に載っているようなこんな基準から、はるかにそれておる。これは農耕を目的としておる、農耕目的ということとを前提に移動されるものであつてもです。だから、これは例外的にどつかでもち合い、あるいはほんとうの例外で下がるどころがあるといったようなこ

となんかが若干あるかもしれないませんが、全体の趨勢としては、私はまだまたやっぱり相当土がっていく、こういう感じを持っておるのですが、そこで、なぜそういうことを申し上げるかと申しますと、資料によりまして、二十八と三十五年で三倍になってお

るわけですね、農地価格が。私は二十八年と三十五年をとっておる。というのは、二十四、五年などは統制撤廃等の関係で急に上がっているわけですね。だから、その前のやつをとるわけにいかないから、二十八年のやつを一つ応とってみたんですが、三十五年と比較すると三倍なんですね。大へんな値上がりなんです。それで、最近は若干

におつておる点も見受けられますが、必ずしもそうじゃない。三倍ということに比較すると、多少におつておるという意味であつて、これが下がつていくというような傾向には絶対ないわけですね。先ほどちょっとお答えがあつたんですが、私はそういうふうにはつきり確信しておるのですが、間違ひでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 思惑が入り

まする大都會付近の農地は、これはあなたのとおっしゃる通りでございます。農業を永続的にやっというところという場面におきましての価格は、私はそう何倍ということにはならないと思います。昭和二十八年と比べて、三十五年ですが、三倍だ。その歩みは、私は昭和二十四、五年でしかが、撤廃いたしました農地の分は当初上がらず、全体の経済の伸びが二十八、九年ごろから三十三、四年にぐっと上がっていったの、今後今までのような調子には、今後私はそう倍とか三倍とかいうふうな

ことは起こらないと思います。

○龜田得治君 二十八年はもう上がってしまった後の数字なんで、それに対してなおかつ三倍になっているわけなんですから、これはよほど検討してもらわないといけない。自立経営なんといったって、そういう面から行き詰

まってしまふ。それで、もう一つは
 総理はやはり農地の価格というのは農
 業経営という立場から自然に落ちつく
 ところへ落ちつく、と、そんないつまで
 も農業経営を無視してべらぼうにいく
 ものじゃない、経済の法則として、と
 いうふうなお考えのようですが、何か
 そういう考えからおっしゃったわけで
 しょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 農地を農地としてずっと続いて使用する場合には、おのずからそこに経済の原則が働いてくる、こういう考え方でございます。

○龜田得治君 ところが、それは農業をいろいろなほかの事情から切り離して見過ぎるのですね。ともかく現在の農地価格というもの、そんな農業の収益の換算というような立場からは絶対に出てこない価格なんです。だから

ら、これは農業外の原因があるので、それがずつと、そんな都会地だけじゃないんですよ。どこの農村に行っても、そういう農業外の原因というもの、それがずつと農地価格というものに入り込んできている。それはやはり分析して見当をつけてもらわないと、この点で大きな狂いが来る。

それは何かというと、一つは、ともかく人口が毎年ふえることです。それからもう一つは、工場がふえる。もう一つは、公共事業がどんどんふえる。代表的にこの三つ申し上げても、これが

みな影響していつているわけですね。しかも、今度の基本法によりますと、工場を地方に分散しようというわけでしょう。これもそういう今までの農業外の原因というのをやはり刺激していくわけです。農林大臣は、なるべくたぬばをつぶさぬようなところへもつて

でも、なかなかそう計画通りいくものでもないでしょうし、少なくとも今までよりは、それはやはり農地価格に影響するプラスの原因になっていくわけなんです。そういう点をよく検討されませんと、農地価格の動きというのは私は理解できないと思いますね。そういう点は、総理はどういうふう

お考えになつてゐるでしょうか。お前の言うのは、そんなことは経済を知らないものだというような扱い方かどうか、ちよつと聞いておかぬと。

○国務大臣(池田勇人君) 大都會付近と、こゝ言つておりますことも、人口増加と工場なり宅地等できまるわけですから、農地を農地として将来ずっと使つていくという場合におきましては、これは私はそこにおのずから経済

の原則が働いてくる。しかし、所得倍増計画で地方に工場を分散するという場合の農地の上がり方というのは、これは農業として経営する場合のあれじゃない。そういうものが影響してくることはもちろん認めます。認めますが、それによつて農業経営に支障が、経営が成り立たぬというふうな——農業としての土地というものは、そう上がるものじゃございません。工場になる場合につきましては、これはある程度上がるでしょう。それから、宅地になる場合におきましては、工場ほどには

上がらない、私はこう考えているのであります。

○龜田得治君　じゃ、ちよつと休憩になるようですが、ともかく總理は、やはり經濟問題は非常な専門家でしょうが、しかし、その中で農の關係はちよつと少し薄いようです。

○委員長(藤野繁雄君) 暫時休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

午前十一時四十二分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再会いたします。

委員の異動について報告いたします。

す。阿部竹松君が辞任、その補欠として戸叶武君が選任されました。

○委員長（藤野繁雄君） 休憩前に引き続き、農業基本法案（閣法第四四号、衆議院送付）、農業基本法案（参第一三号）、農業基本法案（衆第二号、予備審査）、以上三案を一括議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を続行いたします。

○**岡田得治君** あと二十九分しかありませんので、簡単に一つ問題を要約してお伺いすることにしたと思います。なるべく一つ中身のあるので簡潔に……。

まず、この所得倍増計画に私もそうとらわれるわけではありませんが、まあかりにこの構造改革の問題として、倍増計画では二町五反と、こういう自立経営を考えている。また、基本問題調査会の答申によりますと、表現は多少あいまいであります。まあ二町前後のそこらを考えているようです。も

ちろん、この面積自体にも何も私はとらわれて考えているわけではありませんが、ともかく今考えている程度の自立経営の大きさでは、もうしばらくたつと、もうすでにそれは経営単位としては小さ過ぎる、時代おくれだ、こういうことに私は必ずずなと思うが、この点、総理はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(池田勇人君) これはドイツ、フランスの例を見ましても、六、七町、七、八町、われわれはそうありたいと思いますが、地形その他いろいろな関係もございまして、一がいにそういうふうなわけにいきません。お話の通り、いろいろ事情も違っておりまして、模範を持たなければならぬことは確かでありまして、で、私は徐々にできるだけ早い機会に二町五反歩あるいは三町、まあ果樹なんかであればそこまで要らぬかもしれないが、規模の拡大ということはぜひやらなければならぬ問題と考えております。

○亀田得治君 その点の考え方は御同意願ったようでありまして、それでいいわけですが、ところが、そういうしざらくすると間に合わない程度になるんじゃないかと思われるような程度の自立経営を作るのにも、これはなかなか農地価格等の関係で大へんなんですね。これはもう農民自体にやらすといつても、なかなか政府がお考えになるようにはいかない。そこで、私たちもこの経営規模の拡大、経営単位をもっと大きくして、そうして農業経営、農作業というものが近代化されても十分その中で労働が消化されていくと、こういう格好をとるには、どうし

てももっと大きいものを今から予測しておかなければならない。そのために私たちが開拓と経営の共同化ということを実はやかましく言っているわけなんです。これならば、開拓はもうこれは政府にやってももうわけなんです。それから、経営の共同化は、これは農民が農地を出資して作っていくわけですから、実際の現金の動きというものは、必ずしも要らないのです。だから、この点に、何も自立経営が総理大臣だつて目的じゃないでしよう。やはりりっぱな職場、りっぱな経営単位というものを作って、そうして能率を上げていく、これが目的のはずです。従つて、自立経営にとらわれ過ぎておるような今までの考え方は、やはりここでちょっと清算してもらわれないといかぬのじゃないか。そうして新しい農村の造成、共同化の問題、これをもう少しそういう角度から取つ組んでほしいわけでは、そこで第一にお聞きしたいのは、社会党では三百万町歩の開墾を主張している。これは総理は可能だと考えますか、技術的に可能かわかりませんが、それが経済的にどうかという問題を考えてねばいけません。また、地理的にどうかということも考えなければならぬと思います。われわれは開拓、開墾、干拓ということとを全然否定するわけじゃございませ

ん。これがあくまで経済的に行なわれなことをわれわれは考へておるのでございませう。

○亀田得治君 まあ技術的に可能であることは、ややお認めになるようなこととですから、それだけでいいのです。そうすればあとはもう国の決意一つなわけですから、それはもうわれわれとしても、何も全国一律にこんなことをやろうとは考えているわけじゃない。やはり東日本とか、そういうようなところが重点になつてくるわけでしょうし、それからその地域性というふうなものをも何も考えないで、むやみに押しまくっていくと、そんなものじゃこれは当然ないわけなんです。ただ、全体の耕地面積の比率なり、また過去の、多少ずさんな問題のある調査のようでありまして、役所自身がおやりになつた調査等から見ても、この程度は技術的に可能だということも考へておるわけですから、十分これも一つの検討をしてみたいと思ひます。

それから、もう一つですね、開拓問題ではじゃその程度にいたしまして、共同化の問題です。これはだいたい質疑の過程ではわれわれの受け取る感じというものが違つてきた。初めはどうも自立経営というものにえらい力こぶを入れておられたようですが、だんだんやつてくるうちに、それもその辺のニュアンスがだいぶ違つてきた。それはあとからでもお気づきになればいいかなこととですから、いいわけですが、それであれば、この法案ですね、法案では、この共同化の問題については何がちよつと、それは農民が好きなおやりになつたらいいんだ、農民がおやりになる場合においては国としてはお手伝いしましょう、こういう消極的な背き方になつておる。法案作成の過程からいいますと、当初はこれは促進と書いてあつたはずなんです。私はやはり、共同であるとか自立であるとかいうこと自体は、これは実際の手段の問題でして、大した問題ではないと思

う、経営拡大の問題なんです。そういう点から考えますと、これはやはりこういう消極的な表現でなしに、もっと積極的に取り組むようなかまえというものを出すのが私は正しいと思うのですが、どうでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) 自立経営とか兼業というものは手段の問題だとおっしゃいますが、これは目的はわかつておる。政治上の問題は、手段の問題が私は非常に重要な問題で、手段だからといって、これをないがしろにするものではない。農業をよくしていくというものは、あなた方と同じことなんです。ただ、手段の問題が問題なんです。そうお考えを願ひたいと思ひます。

で、私は何も共同経営というものを否定するものではないと思ひます。これは農民がそういうふうによつた方がいとおっしゃれば、今のような農基法がなくとも、ところどころで共同経営をしておる事例がある。佐賀県なんかはかなり成功しておるようですが、それでなかなかむずかしいところもございまして、そうして農業のあり方といたしましては、私はやはり家族農業を主としていくのが建前としては適當だ。ただ、家族農業だけでもいかぬというときには、共同経営もおやりになつたらどうか。とめるものじゃない。必要に応じては私はこれを助成していくといひますか、推進していくといひますか、そういうことでやっています。

○亀田得治君 家族経営を自立経営に直し、育成していくといひましても、これはなかなか、先ほどから申し上げたような事情で、やっぱしはかばかしく

いらないですよ。それから、私も若干この法案審議の過程で少し勉強してもらつたわけですが、これと同じような問題は西欧の資本主義国にもあるけれども、そこでは家族経営自体の育成の目標、規模というものが相当高いわけなんです。だから、必ずしもこの経営の共同化というものをそんなにやかましく言わなくとも、問題の処理の仕方というものは相当ある感じがするのです。だから、日本のような場合には家族経営を自立経営にしかもそれが目標がちよつと、そのうち間に合

わぬかもしれないというおそれもあるわけでありまして、私の共同化といふものを、やっぱり相当政府もこの共同化といふものは、何かこうホルズのまねだとか、そんなような考えが腹の中に多少あるんじゃないですか。演説なんかでそういうことをおっしゃる自民党の方もあられるようです。この間、大沢審議官などは、社会党の共同化の共は共産主義の共だと失言して、非常にしかられておるわけなんです。しかし、それは失言かもしれないけれども、皆さんはそういうとらわれた考へを持ってはいるのではないだろうか。だから、そういう考へをやはり払拭して考へてもらひますと、この辺の社会党の主張というものはすなおに受け取つてもらへると思うのですが、ね。何かそういう古い觀念にとらわれたものがあるのじゃないでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) この第一次産業といふものは、第二次、第三次産業とは違ひまして、なかなか努力だけというものではない。自然的条件、土地に付着したいろいろな条件が

ございまして、共同化にはなかなかむずかしい業種でございまして、第一次産業というものは、しかし、第一次産業でも水産業のようなものは、資本が相当入りますから共同ということも相当できますが、農業ということにつきましては、私はこの共同化ということとはなかなか、産業の中で一番むずかしいのじゃないかと思う。何もコルホーズとか中共のあれをとかやく私は言うわけじゃないでございますが、人類の自由、平和という大きいところからいいますと、あるいは個人の気持というものが相当入ってくるものだから、私は建前としては家族経営、そうして足らざるところは共同ということにいくべきだと思ひます。

○龜田得治君 まあもう四、五年しますと、なるほど龜田君の言う通りだったということが大体わかってくると思ひますから、きょうはこの程度にしておきます。

最後に、私は、兼業農家に対する対策、これを一つ確かめておきたいのです。これは兼業農家というものは、農業の生産性という面から見たら好ましいものではないというところは、これはまあはっきりしておるわけですが、それがあつたわけでは、しかも、あるどころじゃなしに、いろいろな原因があるわけですが、統計上はむしろふえる、そういう状態ですね。だから、この対策というものは非常に重要だと思ひます。

第一点として聞きたいのは、初めはどうも自立経営農家、あるいはそれに近いような農家、そういうところに農政の重点を今後是指向していくのだというふうにもどうもお考えになってお

たようですが、そうすると、兼業農家というものを首を切るのかというふうな問題等が出て参りまして、その過程でこれまたいぶお答えの仕方が変わってきたわけなんです。兼業農家も農業の面では、その部分としてはまづ扱いはしない、こう農林大臣等もおっしゃっておる。総理も同じことですか。

○國務大臣(池田勇人君) やはり政策を立てます場合におきましては、実態の推移を考えなければならぬ。第一種兼業、第二種兼業のあり方、その兼業の所得の割合等々から考えまして、私は第一種兼業、第二種兼業は相当出てくる。そして第二種兼業というものを農家というかどうかという問題から、今の六割の問題が出てくるわけなんです。私は農業の実態は、あの当時も言っておりましたように、日曜農家というもののドイツにあるわけなんです。だから、自立農家を育成すると同時に、相当数に及ぶ第一種、第二種の兼業農家、ということにつきましても、農林省としては考えなければならぬことは当然でございます。

○龜田得治君 そうすると、考えていかれるわけですね。ところが、実際はそうはなっていないのです。いろいろありますがね、一つだけちょっと申し上げて、これはやはり農林大臣じやないかと答えていくのじゃないかと思ひますが、これはまだ委員会でも農林大臣にも聞いておられませんから、この場所でもちょっと聞いておきますが、五月の四日に各知事あてに、農林省三局長の名前で「自作農維持創設資金融通に関する事務処理について」というのを出しておる。これによりまして、明らかに自立経営の育成維持に寄与するかどうか、

か、こういう観点から今後はこの資金を扱うのだ、こうはつきり明記されておる。で、そうなりますと、この資金は、今までは昭和三十年以来ずっと中農以上には使われていて、それ以下のものに対する資金として非常にこれは喜ばれておったわけなんです。いろいろな説明は予算説明のときに若干ありましたが、これも、実際問題としては、この大事な資金というものが大きな農家の方だけに使われていくという結果に、これはこの通達からいいますと結局なるのです。これは絶対に。特にこの相続資金なんかは、専業または専業に準ずる経営の縮小を来たすような場合、そういう場合だけに貸すと、こういうふう

に相続なんかの場合には非常にはつきりしている。これでいきますと、小さな百姓の農地なんかは、相続によつて、均分相続で分割されたつて仕方がない、こういう意味にもこれはとれるわけですね。だから、いろいろなうまいことを、小さな方にも回すんだというふうなことを予算説明の際には言われておりました。が、実際の事務処理規定は、これは全く違ふ。これは中小農に対する非常な、これは何といひますか、既得権といひては多少言葉に語弊があるかもしれないが、何です、農政上非常に大きなまづ扱いを小さいものに、これが一番大きな見本です。農林大臣、これどう考えますか。この通達、あなたはよくごらんになったんですか、出さずに。

○國務大臣(周東英雄君) 見ておりますが、通達は見ております。それは創設資金と維持資金と書き分けておりまして、維持資金については、その小さい農家はもちろん入る、融通するとい

うことは当然であります。それからさうに、これが運用にありましては、たびたび国会においても述べておりますように、できれば小さい現在所有反別のもの、これをよけいにするようにして、自立農家の基礎を大きくするということが一つの目標であります。小さい農家が負債等によつてこれを手放なければいかぬということになつてはいけません。それで、維持資金を出し、しかも、維持資金、創設資金のワクの分け方についても、指示はいたしておりましたが、その間に於いて彼比流用して遺憾のないように処置するということ、たびたび申し上げておるようなわけでありま

す。○龜田得治君 その答弁はとも、この通達からいいますと、そのまま受け取れないと、そのまゝ受け取れない。この通達のこまかい、この意味はどうかと、これはどうかと、そういうことを言ひ出したら、これは時間がありま

せんから、これはいづれまた、自創資金等に関する法案等もあるからお聞きしますが、ともかく、表面きは兼業農家を大事にしていくんだとおっしゃつておられる。具体的な処置というものは、こういうことにちゃんと現われておる。だから、みんなが心配するわけですね。

それから、もう一つは、この兼業農家の離農対策ですね。これはこの基本法によつても職業訓練とかいろいろなことを書いておられて、まあそういうこともけっこうなことではしょうが、しかし、根本的な問題があるわけですね。それよりも、その先に、これはよくいわれておる経済の二重構造、この問題にほんとうにこうメスを入れて直していく。臨時工、社外工、日雇い、

こういふ人たちがその二重構造の中でも一番の底辺でしよう。農村のまゝ子弟は別として、新しく学校を卒業していくような人は別として、この離農対策、自立経営を一方で育成したいという関係から来る離農対策というものは、結局、中年以上の農民なんです。ところが、こういう人たちを待ち受けておるものは、今申し上げたような最低辺なんですね。これをどうするかという問題、これは最低賃金法の問題等もあるでしょうし、この問題は徐々に直していくのだというふうなことを総理はおっしゃるようですが、そんな徐々ぐらいいやだめです。よほどこれは思ひ切つたかたい決意で臨まなければ、経営者のいろいろな力、影響なども強いでしょうし、どういふふう

うにこれはお考えでしょう。○國務大臣(池田勇人君) この点につきましては、われわれ十分今後強力な施策をとつていかなければならぬと思ひます。たとえば先般の三井争議で指名解雇の人を職業訓練をいたしますと、ほとんど百パーセント就職がきまつたやうであります。その通りにいくかいかぬかわかりませんが、職業紹介、職業訓練、ことに訓練の方に力を入れて、離農者に対しては、私は相当の強い施策を講じていきたいと思ひております。

○龜田得治君 三井三池の方は今おっしゃいましたが、きのうも労働大臣からその間の事情は阿部委員の質問によつて詳しく聞きましたが、ところが、就職された人の賃金なども非常に安いわけですね。大へんなんですよ。ほんとうはそんなところへ行きたくないでしようが、ほかへ行く場所がない

というふうな人たちがその二重構造の中でも一番の底辺でしよう。農村のまゝ子弟は別として、新しく学校を卒業していくような人は別として、この離農対策、自立経営を一方で育成したいという関係から来る離農対策というものは、結局、中年以上の農民なんです。ところが、こういう人たちを待ち受けておるものは、今申し上げたような最低辺なんですね。これをどうするかという問題、これは最低賃金法の問題等もあるでしょうし、この問題は徐々に直していくのだというふうなことを総理はおっしゃるようですが、そんな徐々ぐらいいやだめです。よほどこれは思ひ切つたかたい決意で臨まなければ、経営者のいろいろな力、影響なども強いでしょうし、どういふふう

い。いろいろな事情もからんで、そういうふうになっておるわけだ。ともかく、人間はどこかへ就職しなければならぬのですから、落ちついたらいいたいものじゃないかと思う。非常な、この待遇上の格差があるわけですね、農村の中年の職業者を待ち受けておる職場というものは、これはもう同時にどういうふうな処理するのかわからない。とを一緒に出しますと、これはやはり首切りになるのですよ、結果においては。総理大臣は、何かこの法律が農民の切り捨て政策だとか、こういうふうなことを私たちが言いますと、そんな言葉づかいには使わぬようにしてくれ、決して切り捨てやなしに切り上げなんだ、こういうことを衆議院でおっしゃっておる。これは言葉の、私たちが、やりとりをしておるのじゃないのでして、切り捨てになるか、切り上げになるかという問題は、現実にはやはり示してもらわないといけません。自創資金の運用の仕方というふうな大幅に変えていく。第一、自創資金なんというものは、これはほんとうに困っておる立場の人に作つたのでして、昭和三十年、提案理由もみんなはつきりしておる。こんな大幅な転換をするのなら、あるいは法律自体を変えてからなければならぬはずだと思ふ。実際はそれを、そんなこともしない、で、通達一本でこんなことを大幅に変えていく。とんでもない話ですよ。自作農です。それから待ち受けておる方——今のような程度のお答えじゃ、これは切り捨てですよ。だから、私たちは切り捨てだ、首切りだ、こう言うわけでは、決してそんな、ことさらに誹謗して申し上げておるわけじゃない。

ない。まあこの点を特に一つ、なぜ、われわれが首切り、こう言うておるかという点、この点を一つ申し上げておきまして、時間も参りましたから、一応私の質問をこれで終わります。
○委員長(藤野繁雄君) 暫時休憩いたします。午後は零時三十分から再開いたします。

午後零時九分休憩

午後零時三十九分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業基本法案(閣法第四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)を一括議題とし、池田内閣総理大臣に対する質疑を続行いたします。

○東隆君 私は、農業基本法は宣言立法だと、こういうふうな考えでおるのではありません。そこで、この法律は関連法律が実現をされなければ効果を發揮しない、というふうな考えをもちます。今の国会の情勢から考えて参りますと、延長国会はできないのでありますから、相当な法案が継続審議あるいはその他の形で残されるのでないか、こういうふうな考えをもちます。従つて、早期に臨時国会を開催してそれらの法案をやはり上げなければ、私は所期の効果を上げないと思ふんです。ことに、政府は農業基本法のPRについては非常に熱心におやりました。たゞでありますから、従つて、当初においては関連法案その他を完全に通過させる心意気であつたらうと、こういうふうな考えをもちますが、今の情勢から考えて、私

は相当困難なものがある、こういうふうな予想いたします。従つて、これに對してどういふようなお考えであるか、それを伺いたい。私は、このままでもし推移すると、国民をぬか喜びさせておるやうな実を与えない非常に暴なことになるんじゃないかと、こうおそれます。この点一つ総理の所懐をお聞きいたします。

○國務大臣(池田勇人君) ただいま国会に提案して審議中のものはほとんど全部私は通過を期待いたしておりますので、御心配の点はなからうかと思ひます。

○東隆君 総理が確信を持ってそういうお答えであります。しかし、今の情勢から、いろいろ新聞その他に出ておることから想像いたしました。相対的な困難があるのではありませんか、やはり国民に答える意味において私はもっと誠意のある言葉が必要ではないか、というふうな考えをもちます。

○國務大臣(池田勇人君) 国会に提案して審議中のものではございまして、通過を期待することは当然であり、また、それが誠意のある答えだと私は考へております。

○東隆君 この問題、総理はなかなかやはり高姿勢でありますけれども、この問題はこの程度にいたします。私は、当然誠意がもし首相にあるならば、臨時国会を早期に開催すべきものである、というふうな考えをもちます。

そこで、農業基本法が成立をした暁において、私は、政府はPRの方面にばだいぶ力を注いだのでありますけれども、農業基本法を推進する体制というものが政府にできておらないと、こう考へます。もっと私はこの農業基本法を推進するための機構を整備されなければならぬと、このように考へるわけでありまして、河野農相の時代に、新農村建設運動、そういうようなものが展開されたのであります。そのときに言つた言葉を突はいろいろ記憶をいたしてありますけれども、私は、それを少し拡大してやうしてやつたのがこの農業基本法のように考へられてなりません。しかし、あれはやはり政府において機構その他を一つも整備をしないであらうというお話を始めになつたので、私は効果が上がらなかつたんであらうと思ひます。私は、昭和の初頭に農林大臣が金融課長をやられておつた時分に、経済更生運動、あの運動を全国的に時の斎藤首相が首頭をどうして始めたあのときのことを思い出して始めてあります。非常に整備した体制でもってあの当時の運動を進めておるわけでありまして、私は、今回の場合においても、あの程度よりも以上のものを作り上げていかなければならぬものにならないと、というふうな考へをもちます。かけ声だけでは問題にならないので、私は実際のものをやはり政府がつくり上げることが必要だろうと、こう思ふのであります。これに對する構想をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 農業基本法は、お話のように、農業基本法と申しますか、これをもとにいたしまして今後いろいろ施策をしていかなければならぬ。そうしてまた、今までの機構につきましても再検討を加えなげなうと思ひます。従ひまして、農業基

本法につきましても本国会でいろいろ議論せられまして十分頭に置きまして、農林省の機構につきましても今後考へていく、また基本法の精神を具體的に行動するためのいろいろな施策あるいは立法等も要すると思ひます。順次今後整備していきたく考へております。

○東隆君 私は、今の総理のお答えは、農業基本法さえ通ればいいんでないかと、こんなうな一応気がして通らないのであります。農業基本法を通した以上は、首相が陣頭に立つてそれを進めるんだと、こういう体制をつくり上げておなければ国民は感奮して仕事をやらぬと、そういうふうな考へるわけでありまして、そういううな意味で、私は今すぐとは申しませんが、私も、関連立法その他が当然、通れば、そのときにはもう完全に体制ができて上がつていなきやならん。そういうふうな考へをもちます。私は、今度の国会においてはそれができないとして、臨時国会までにはそういう体制を作り上げておらうと考へておる、この点はどうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 臨時国会を既定の事実としてお話ししようと思ひますが、私は今それを開く開かないはきめておりません。いずれにいたしましても、農業基本法通過後におきましては、これに基づいてあらゆる行政的あるいは立法的施策につきまして歩を進めていきたいと思います。

○東隆君 時間がなくなりますが、別の問題に入りますが、私は、今の農村における組織というものは非常に弱くなつておると思ふ。ことに農業協同組

合が合併の促進その他が進められてお
りますけれども、しかし、その協同組
合の部内における組織というものは非
常に弱くなつて、そうして協同組合そ
の他の団体が仕事をすることにおいて
一致した仕事あるいは共同体制のもの
にやる仕事、そういうようなものが非
常に進めづら形になつておると思
う。私はこれは戦後における非常に大
きな問題でないかと、こういうふうに
考えております。そこで、どうしても
農村の組織化を進めていかなければこ
の農業基本法による成果は上
がってこない、こういうふうにお考
えですが、この点はどういうふうにお考
えますか。

○国務大臣(池田勇人君) 時代の変
るにつれて、農村の組織強化につ
きましていろいろ行なわなければならない
ことは多いと思ひます。それにつきま
しても、従来の農業協同組合の組織拡
大、そしてまたこれが生産面へも
力を伸ばしていくよう、あらゆる面か
らこの拡大強化をはかつていきたい
と考えております。

○東隆君 私は農業協同組合の拡大強
化、拡大充実というのですか、そうい
うものをやる場合に、今の個人の農業
者の加入の状態のもとにおける農業協
同組合では、なかなか仕事ができない
と思うのです。ことに、これが大きく
なればなるほど仕事ができなくなる
と思うのです。従つて、産業組合時代
にあったような簡易法人の農業実行組
合のようなものが当然生まれてきて、
部落内をまとめ、そしてそれを農業
協同組合の部内に置く、そういうよう
なことによって農村の組織化を進めて
いかなければ、私はほんとうの仕事は

できないと思うのです。この点は単に
拡大というやうなことでなくて、内部
の充実、これをやらなければ問題にな
らぬ、仕事ができないと思う。そうい
う意味でお伺いをしておるのでありま
して、総理のお答えは協同組合を拡大
するので、合併その他によってやるの
です。形だけできても問題になら
ない、中身をどういうふうにして
強化、拡充をするか、こういう問題な
んです。私は答えを申し上げておるの
ですが、簡易法人のようなものをお作
りになる御意思がございいますか。

○国務大臣(周東英雄君) この点につ
いては、私からお答えいたします。従
来の産業組合時代における部落実行組
合というやうなものを作つて産業組合
に加入をした実例に徴して、今後やは
り同様な意味のものを作つたらどうか
というお話であります。この点につ
いては、ただいま、今日の町村等の非常
に広い地域における農業協同組合のあ
り方と関連いたしまして、部落協同組
合的なものが、さらに下部組織として
どういう役割を果たし、どういうふう
に持つていったらいいか、必要性が
あるのかどうかということを検討の
上、これについての成案を得たいと目
下考案中でございます。

○東隆君 法律の第五条とそれから第
二十四条のところに「農業に関する団
体」と、こういう字句が出ておるので
あります。それでこの第五条の「農業
に関する団体」、それから第二十四条
の「農業に関する団体」、この中身を
実は具体的に承知をいたしたいわけで
あります。これは首相からお答えを願
うわけには参りませんので、適当にお
答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) この農業団
体の中には、もとよりただいま申しま
したやうに、農業協同組合の系統団体
さらに農業会、またその他のこれに準
ずる法人格を有すると有せざるを問
わず農業団体も入つて、それはいかな
る形でいかなる方法でどういうふう
に持つていったらいいか、それをどう
いうふうに整理したらいいかというこ
とを含めて考えていきたいと思つてお
ります。

○東隆君 そうすると、二十四条と五
条のこの「農業に関する団体」は
同一の中身のものと、こう理解してよ
うございいますか。

○国務大臣(周東英雄君) 同様にお考
えをいただいてけっこうであります。

○東隆君 法的にできたもの、ある
はそれ以外の申し合わせのものもお考
えのやうであります。申し合わせで
もつてできた団体、あるいは準ずるも
の、そういうやうなものは一体どう
いうものをおさしですか。例を一つ、
三おあげを願ひたい。

○国務大臣(周東英雄君) これには民
法上の規定に基づいての申し合わせ組
合といひますか、こういうやうな形で
出ている農業団体がございいます。こ
れは養蚕関係にもございいますし、畜産関
係にもあるというやうないろいろな団
体がありますので、今後としてはどう
いう形でそれを統合し、どういう形に
中心として活用するかというやうな
ことが広い視野の上に立つて考えられ
なければならぬ、こういうやうに考
えております。

せんけれども、しかし申し合わせでそ
れに近いやうなものを私ややはり農業
関係する団体だとういうやうに考え
ますが、これを指導、誘掖されるお考
えがございいますか。

○国務大臣(周東英雄君) たとえば
ビール麦の売買等に関して、ビー
ル会社と農業協同組合との間に価格の
販売協定等ができておる、そういう
場合において団体的に交渉をなさると
いう実例がございいます。こういう点
は正しい動き方については助長してけ
こうだと思ひます。ただ、私は団体交
渉というものがいわゆる労使の間にお
ける、その一つの法人なら法人の中
における労使関係における団体交渉権と
かいうやうなものは、ちよつと農業団
体によつては今後どういう形になりま
しても想像がつかないものであります。
これは恐縮であります。社会党案に
よりまして見ますと、同じく農民の
団体交渉権を認める規定がありま
す。これはあるいは指導的に全部の
農業団体を大法人化してゆくとい
うことでありますから、そういうし
きと形式的に農業従事者、労働者の形
で動きますから、経営者と執行部との
間における何か交渉があるかと思ひま
すけれども、現在の状況におきまして
は、ただいま申しましたやうな農業協
同組合がビール会社と特約契約をいた
して販売協定をいたすというやうな場
合において、団体的に価格の交渉をな
さるというやうな事態は事実によつて
やられてけこうでありますし、正し
い動き方については私も大いにこ
れを助長していつてけこうだと思
ひます。

○東隆君 私は自由な農民が農業団体
を作つて、そして町村あるいは農業協
同組合あるいは地方公共団体その他関
係のものにいろいろ交渉をする、話し
合ひをする、こういうやうなことは私
は当然認められて差し支えないものだ
と思ひます。従つてそういうやうな団体
はこれは端的に言えば農民組合である
か、あるいは農民の連盟であるとか、
その他の名前と呼ばれておりますけれ
ども、こういうやうなものに対する自
主的な活動を助長されるかどうか、そ
れを旨とすると、こうお書きになつて
おるんです。そういふ点をどうい
うふうにけけけけおつけになるか。私
はこの法文からゆくと、どうも法律で
もつてきたものだけを対象にされて
おるんでないか、こんなやうな気が
いたしますので、その点をどうい
うふうにけけけけおつけられるか、それ
をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) 基本法に書
いてあります範囲におきましては、
もとより主として経済問題を中心に考
えておりますが、当然いろいろ経済問
題以外に關係する事項が第二項第一
項第八号等にございいます。そういう
合ひにおいて、できる限り農業団体と
して、現在法人格を有するものも有し
ないものも、正しい意味において動
いておる農業団体のあり方について検
討し、それがよりよき農業者の発展に寄
与するものであるならば、これらを助
長することも別に私は異議はございま
せん。

○東隆君 農業災害補償法による農業
共済組合、これは協同の組織と読んで
ようございましょうか。農家の協同の
組織と。

○国務大臣(周東英雄君) 御意見の通

○東隆君 私は自由な農民が農業団体
を作つて、そして町村あるいは農業協
同組合あるいは地方公共団体その他関
係のものにいろいろ交渉をする、話し
合ひをする、こういうやうなことは私
は当然認められて差し支えないものだ
と思ひます。従つてそういうやうな団体
はこれは端的に言えば農民組合である
か、あるいは農民の連盟であるとか、
その他の名前と呼ばれておりますけれ
ども、こういうやうなものに対する自
主的な活動を助長されるかどうか、そ
れを旨とすると、こうお書きになつて
おるんです。そういふ点をどうい
うふうにけけけけおつけになるか。私
はこの法文からゆくと、どうも法律で
もつてきたものだけを対象にされて
おるんでないか、こんなやうな気が
いたしますので、その点をどうい
うふうにけけけけおつけられるか、それ
をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) 基本法に書
いてあります範囲におきましては、
もとより主として経済問題を中心に考
えておりますが、当然いろいろ経済問
題以外に關係する事項が第二項第一
項第八号等にございいます。そういう
合ひにおいて、できる限り農業団体と
して、現在法人格を有するものも有し
ないものも、正しい意味において動
いておる農業団体のあり方について検
討し、それがよりよき農業者の発展に寄
与するものであるならば、これらを助
長することも別に私は異議はございま
せん。

りでけっこうでございます。

○東隆君 土地改良区は、これは農業の協同組織と読んでよろしいでしょうか。

○國務大臣(周東英雄君) 当然私も考えております。

○東隆君 先ほど農林大臣は、この農業基本法におけるところの農業に關係する団体は、経済の方面が主であるというふうにお話しになりました。従つて私はこの第二十四条は別といたしまして、第五条は、これは農業従事者の協同の組織と、こういうふうに表示をされた方が、私ははつきりするんじゃないか。これを非常に広範な規定をされておるために、はつきりしない節がたふさんあると思う。私はこの第五条は、農業に關する団体というのは、農業従事者の協同の組織と自主的な活動を助長する、こういうふうに読みかえるべきじゃないかと、こういう考え方を持っておるわけでありまして。そういうふうに読みかえ、今の農林大臣のお答えですと、そういうふうにも取れるわけですが、これは基本法においては経済を中心としたところの問題だと、こういうふうにも言われたんですが、そういうふうな意味に取った方がいいんじゃないかと、こう考えるわけですが、その点はどうか。

○國務大臣(周東英雄君) 私が先ほど申しました、多少言葉が足りませんが、誤解を招くといけません。私は経済の向上発展に關する指導あるいは中心になつて農家を向上させるというふうなものが大體中心になつて考へられるが、他のものも相當今度は考へておるが、こういうことを申し上げたのである。その後の団体自体は経済行為

を行なうという意味ではなくて、指導的な立場も入るわけですね。しかし、その目標は農家の経済行為、経済活動というものを助長し、それから向上せしめることを目的とするものが相當大きな部分を占めて、その他の關係においては、あるいは経済關係のみに限つておりませんが、それらのものも指導することもある入るわけでありまして。従つてこの中にはあなた方の御指摘の五條の中には、農業協同組合のごときそれ自体が経済行為を行なつておるものもありまして、片一方農業委員会のごときむしろ経済行為自体はみずからやらずに、技術指導その他に關して指導的立場をとつておるものというものもあるわけでありまして。

○東隆君 私は第五條のところ、政治的ないろいろな方面をやる農業団体、それから行政的な仕事をやつておる、どちらかというところ農業委員会系統、こういうふうなものをかりに排除したしまつた、残つたものは農家の協同の組織以外にはないではないか、こういうふうな気がするのであります。従つて第五條の説明ははつきりとして、こういう線をお出しになつた方がいいのじゃないか、こういう気がいたしますので、この点もう一度お答えを願ひたい。

○國務大臣(周東英雄君) 第五條に書いてある「農業に關する団体」は、農業協同組合等の経済行為を行なう団体だけではないという意味を先ほどから申し上げたのです。

○東隆君 あと時間がございませうから、もう一つお伺いをしますが、農政審議會の問題であります。政府の

案でありますと委員数は十五名であります。十五名にされた理由、根拠、これを一つ明らかにしていただきたい。

○國務大臣(池田勇人君) 委員の員数でございますが、私は大體十五名程度でいいのじゃないか、あまり多くなりましてはあれでございますし、また少なくとも調査、結論に對して支障を生ずる、大體十五人ぐらゐ、しかもこれは農業に關係しておられる学識経験者、また農民代表というふうな方面から選びたいと思つております。

○東隆君 私は学識経験者、それから農民の代表と、こういうお話しでありまして、農業従事者を出してほしい、こういう要請は各地方の農會、農協の方なんかにもだいが表れて、そこで従つて農業の従事者の代表をやはり参加させる必要があるのじゃないか、ことに、日本の國は南北に長い國でありますから、私は農業基本法の中にも地域性を相當主張をされておるのではありませんから、ブロックからやはり代表をかりに出すとすると、九ブロックあるとすると九人出るわけですが、そういうふうな考へて参りますと、この十五人の数ではまかなえないことになるのじゃないか、そんなふうな考へますが、私はもう少しこれを拡大をして、そして名実伴うものを作り上げる必要があるのじゃないか、まず構成人員でそういうふうな考へ方を持つて

その次に、私はこの審議會の仕事であります。審議會に答へること、それから意見を述べ、こういうことになつておられますが、私はこの意見を述べることを得たということ、それから私

どもが言つておる建議をすること、この問題には私はだいたい違ひがあると思つて。それで農政審議會を非常に力の強いものにして、そして政府の施策に對して非常に大きな影響を与えるような組織を作るならば、私はただ意見を述べただけ、こんなふうなことであるとか、あるいは諮問に答へる、こういう程度では私はほんとうの総力をあげた形にはならない、それでやはり建議をして、そして十分にそれを國會に反映をさせる、そこまでもつていかなければならぬと思つておりますが、こういう点で非常に消極的な表現をされておるのではありませんが、それは何か理由があるのですか。

○國務大臣(周東英雄君) この意見を述べることができるといふことは、當然建議をなすことができるわけでありまして。それから私どもは廣く考へております。

○東隆君 それからもう一つ疑問に思つておるのは、任期を定めておられる。あるいは政令でもつて規定をされるのかもしれませんけれども、私は、明らかに任期を書いて、そしてその間十分に仕事ができるような態勢を作る必要があらうと思つて。それでもし任期がなくて、政府の意向でもつて人のさしかえをやる、こんなふうなことになるのも私は思ひたくない、こういうふうな考へ方を持つわけでありまして。従つてこれはどういふふうなお考へでありますか。政令の方でもつて規定をされるか、任期は何年くらいにされるか、それもお答えを願ひたい。

○國務大臣(周東英雄君) お尋ねの点は、第三十條によつて政令で規定をす

るつもりであります。大體今考へておりますのは、二年くらいを任期と考へております。

○東隆君 時間がないようでありますから、また別な機会に譲ります。

○千田正君 私が總理にお尋ねいたしましたけれども、今日に至る間において、各地方に農民の声を實際に聞いて参りましたので、その聞いた農民の声のうちに集約いたしまして、われわれもふに落ちない点もあつたので、その点をあつねをいたします。この農業基本法の前文にありまして、この対象として、日本の海岸におけるところの沿岸漁民、御承知の通り、沿岸漁民のほとんど大部分は農漁民であります。農地をいささか所有し、かつまた零細な漁業をやつておる、この沿岸漁民に對する対策、並びに山岳地帯におきましてはほとんど大部分は、私の県などは、国有林が大部分であります。さらに大きな山林の地主、農地解放からは、この山林の所有者は、農地解放からあつてありますので、山林の地主が大部分、そういう山岳地帯におきまして、その農業とはいへませんが、ネコのひたいみたいな小さな畑を作りながら、辛うじて野菜あるいは食糧の一端をまかないつ、山林の伐採事業、薪炭事業等に從事している者、これもやはり農民として、農林省あたりとしては考へておられると思ひますが、こうした零細な農漁民、また耕すに十分な土地を持たない、こうした山間におけるところの小農民に對する対策の対象として、この農業基本法は十分に意を尽くしてあるかといふと、われわれはそうとも考へられません。この農業基本法

の及ぼす範囲というものは、そうした零細農漁民や、零細山間農民にも及ぼすかどうか、この点をもう一度はつきりとお尋ねをいたしたいと思うのであります。

○國務大臣(周東英雄君) 便宜私からお答え申し上げますが、お尋ねの山村における農業兼林業と申しますか、あるに林業労働に従事して所得を得ておるといふ問題についてもう少し対策はという問題であります。これは非常にむずかしい問題でありますが、私どもは基本法制定におきましては、地方別、地方によって異なるでありまして、うけれども、でき得れば国有林の経営等に関しまして、今までの経営方式と違つた型で、栽培林業というような形に向ける。あるいは樹種転換による植林栽培林業というようなものと関連いたしまして、その方によって、従来から労働関係の少ない地方には労働を考へるといふことも一つの考へでありまして、また場所によりましては、国有林等の使用権の設定を認めたり、あるいは可能な限りにおきましては、払い下げ等の問題を考へつつ、またそれが部落にまともて使用権の設定をする等考へまして、混牧林業というののできればそういう方法、いろいろの点について施策を今後待っておるわけでありませう。非常にこれはむずかしい問題で、そういうことが全面的にできるかというところになると、できる部面とできない地方とがあると思ひます。これはもつと力を入れて研究を進めていきたいと思つております。

○千田正君 この農漁民の対策に対しては、農民に対しては、ただいまわれわれが審議しておりますところの、

いわけゆる農業基本法という農業の憲章のようなものをわれわれは現在審議しております。これとあらはらの漁業に對する基本法、あるいは政府の言うところの沿岸漁業の振興法というものの、そうした農漁民としての零細な人た

ちを救うような、あるいは生活を立てていけるような点を盛るかどうかという点です。ただいま社会党においても提案されておるようでありませうが、政府としましては、この農民に対しては一つの筋が通つてきたが、一方漁民に対してはどういう裏づけをしてくれるかというところは、また農業と漁民を兼ねておる人たちが非常な期待と、またそれに対する要望を持っておるわけでありませう。これに対しては、政府としてどう考へておるか。

○國務大臣(周東英雄君) ごもつともなお尋ねであります。沿岸漁業者等に対する対策に関する法案というものはちよつとおくれれておまして、いろいろの点で今国会には間に合ふような状況になりましたが、この国会終了後、直ちに漁業に関する基本的な法制を立てるべく、直ちに取組むつもりであります。これは沿岸漁業者といふもののみならず、これを振興させていくについての他の漁業の、沿岸、沖合いというような関係との漁業調整とか、あるいは沿岸について従来と変わった形における海岸の保全といひます。こういう問題は、御承知の通り三月二十八日に答申ありました漁業権制度の改正に関する答申が出ております。この漁業権制度といふものを確立することと並行いたしまして、それらを織り込んだ形において、新しい漁業対策に関する法制を定めたいと思

思つております。

○千田正君 先般の質問のときは、農林大臣から相続問題については、次の機会において考へるというお答えをいただいたのですが、この間閣議に行きまして、農民諸君の声をやはり相続の問題については非常な関心を持っております。そこで、特にこれは総理大臣から伺いたいのですが、相続については一子相続をやつてもらうのはけつては、この税金をかけたから、高

いから、この税金をかけたから、高は。せつかく遺産を相続しても税金に負けてしまつて、そしてせつかく取得した農地をある程度手放さなければ、父祖伝来の農地を確保できないということになる。そこで早く言へば、相続税をもう少し減額してもらえないか、同時に固定資産税も非常に高い。他産業における人たちが持つておる家屋であるとか、土地とかいう面からいふと相当の収入を得ておるので、ある程度その苦痛ではないかもしれないけれども、農民の場合には、ことに単作地帯におけるところの農民としましては、米麦以外に収入の道がないのに、固定資産税はほかの産業とそう大差がないような形で徴収されることはやりきれないので、この辺のことは今度の際に改正してもらいたい、こういう強い要望があったのであります。これは総理大臣から特にこの件について考へるつもりはないかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

それから、農地の相続に對しまして、相続税が高いというのがあるかも知れませんが、私は普通の農家ですと、そう高い相続税をお納めになる場合が少ないのではないかと、五町も十町も持つておれば別でございませうが、一般の一町程度のものでは、高いといふうなことはないと思ひます。しかし、方向といたしましては零細農業の方々が相続税を納めるといふことは、これはいい話ではないので、免税点につきましては、私は今の地価の状況等から免税範囲を広げること考へてい

なから、固定資産税の問題につきましても、これは貸賃価格のときに相当単作地は二毛作と違つて、基本の貸賃価格といふことで考へておると思ひますので、そう不公平はないのではな

いとおもひます。何分にも今地方の方になつております。そうしてこの税率なんか大体一律でございませうが、ある程度かげんするようになっております。固定資産税につきましては、不公平がないのじやないかと思つてお

踏んでおられるようでありませうが、この間、閣議において、特に業種の問題について一番心配しておるのは、農林省の政策によつて戦後における開拓農民並びに國營開拓地に入つた諸君は、酪農に切りかえた。切りかえたところが、どうも最近では飼料その他によつて十分な収入が得られない。一方においては他國から酪農製品が入つてくるおそれがある、そういう不安にかられつつ今農作しておるのだが、政府のお考

えの十年計画の最終においては、三千二百億といふうな膨大な農産物が國內に入つてくるとするならば、特にそのうちの業種の大宗としていわけゆる酪農製品等が入つてくるのではないかと、非常にそれをおそれておる。それでただいまの段階においてはどのくらい

の農業関係の物資が入つてきておるか、そのうちの業種において国内において一応競合しないように指導していかねければならないような業種といふもののおもなるものは何かという点を明示していただきたいと思つてお

日安でございます、さらに法律制定後再検討して堅実なものに組み立てたいと思っております。

○政府委員(大澤勲君) 倍増計画で将来輸入するであろうというものは麦類、それからトウモロコシあるいは大豆、砂糖、その中で大きなものは砂糖、トウモロコシといったようなものでございます。

○千田正君 そのうちで特に私のお伺いしたいのは、大豆は従来開拓地におけるところの一つの大きな収入の元をなしていた。先年来、今大豆の生産に對しては農林省としては頭を痛めて品種の改良、乾燥とかいろいろな政策をとっておられます。おられますが、十分外国品と太刀打ちができない。太刀打ちができないが、あれをまた除いては、開拓農民はやりきれないのであります。これはやはり農林政策のうちで、特にそういう問題が、外国から入るものと競争するものには保護政策をとっていただきたい。

次にお尋ねしますのは、総理大臣にお伺いしますが、今自由貿易についていろいろ農産物について聞きました。しかし、東南アジア及び豪州あるいはニューギランド等の日本を取り巻くところの周辺の国との間の貿易が将来伸展するならば、相当これは農産物の貿易というものが貿易の重点になるのではないかと。日本においては或る程度繊維品であるとか、鉄鋼品であるとかを出す一つの対象としてアジア、アフリカのような後進国もありまして、また酪農等においては、世界一、二を争うような豪州とかニューギランドというような、そういうところとの貿易が今後伸展することについて、やはり農産物その他のものを買

れて、やはり農産物その他のものを買付けなければ日本の商品を買入れないというような貿易上の問題、ガツト加入をめぐってのいろいろな問題等があるのではありませんか、そういう点には何ら危惧する必要なく、今農林大臣のをっしやったような国内においては保護政策を十分と得ると、そういう点は間違いないのでございましょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 東南アジアの開発につきましては、お話しのように第一次産品につきましては、お話しのように、私が私はもういたし方のない。しかし第一次産品におきましても、いろいろ工業原料もあります、食糧もございまして、私は工業原料につきましては、先進国との間の交流ははかり得られます。そうして食糧の点になりますと、わが国におきましては、御承知の通りもう米は自給できる程度に至つた。そうしますと、食糧の問題は東南アジアだけで解決するようにしなければならぬ。こういう問題になりますと、東南アジア自体で食糧の余つているところと足りないところがある。だから私は、いつかライス・バンクというものを考えた。日本に持つてくるよりも、過剰の国から不足の国に持つていって、そうして民度の上がらう方向で今後考えていかねばならぬ問題だと思ふ。だから、食糧の東南アジアにおける増産は、東南アジア自体でまかない得るのではないかと。それからまた、飼料その他につきましても、わが国としては地形上そう飼料をたくさんふやすわけにはいきませんから、こういう面につきましてトウモロコシとか、あるいは飼料関係のものを東南ア

ジアから入れる。今必ずしも東南アジアばかりではございせんが、そういうことを努めて、低開発国との交流につきまして、食糧、食糧以外のもの、飼料等々にも、もつときめこまかいこととで東南アジアの開発をしていく。で、彼らは十分食糧が足りていないわけじゃございせん。民度を上げることによつて、東南アジア内での有無相通ずるといふ方向でやっていくべきじゃないかと考えておるのでございます。

○千田正君 これは農林大臣にお伺いする方がいいかもしれません、今度のいわゆる農地の獲得の問題について、非常に、何といひますか、土地を保持しない農民の人たちが心配しているのは、いわゆる小作をやっておる人たちが心配をしておることは、法人化によるのじゃないか、力が失われるのじゃないかといふこと、もう一つは、たとえ不在地主等が持つてゐる土地は農協に委託して、農協にまかせる。そうすると、農協は、今までも自分らが作つていたのだが、ほかのもつと優秀なじゃない手の方にその土地を貸し付けておるところが手から離れていって、自分所有主じゃないのだから、その土地がよそへ回るのじゃないか、こういうような危惧を持つておる点がある。うすね。法人化並びに土地の委託というようなことに対しては、もつと明確にお答えをいただいた方が、私は、農民諸君に話したときでもはつきりするのじゃないかと思ひますが、その点はどうかでございますか。

○國務大臣(周東英雄君) その点は、私も、法人化といふものをやつて、個人の所有をためさせるというところを促進するとか、あるいはそれを積極的に行ふことは今言つておられない。あくまでも、やはり家族経営で自立農家を作ることが目的だ。しかし家族経営といふことが、御指摘のように、小さい面積を作つておる人もありまして、それだけではいけませんので、その人たちが土地を獲得するに於いて、今日までも、一ぺんにたくさん土地を獲得するのじゃなくして、一反ずつくらい、増反といひますか、買増しをする。そういう形でいっておるといふことに対しては、今までも助成に努力してきましたが、そういうことなんかも助けるために、今土地を離れてよそへ行くが、急いでこれを売るといふことになると、売る方もなかなか買手がつかぬ。それを信託的に農協に預けておいて、そうして適当な、そういう買いたいという人に分けて売る、あるいは、まとめて売るといふようなことをさせる。ある場合にはそれを使わせて、使用権の設定をさせておいて、買手を持つていふような方法、いろいろ農村内の事情に即した形で適正な方向をとらせることについては、やはり農業者の団体である農業協同組合がよいという形をこしらへようと思つておるわけでありまして、むしろ、そういう心配の方は、小さい農家にも内容をよく御存じをいただければ安心をしていただける、もつとこれを活用してもらいたい、こういうふうな思ふのであります。

○千田正君 農村におけるところの青年諸君がほとんど中央に出てくる。農村にない手が年寄りやあるいは婦人にかわつてきつた。一番、農村に

おるところの青年諸君として困ることは、嫁に来る人がなくなつてくる。だから、自分らも、農村に残つていて希望が持たないのだ。こういうことを最近盛んに言ひ出しております。そして農業高等学校のようなところには、定員さえも入つてこない。そういうわけで農村に残つて、政府が考えるようにやる、ほんとうに專業農家としての中堅になつていふ青年諸君が農村にはもう残つていないのだ。農業高等学校を出ていても、どうしても農村に残れといふても残る者がわずかなくて、ほとんど大部分は都会へ、都会へ出て行く。そうすると、せっかく政府が農業基本法を作りまして、專業農家の優秀な者に農業の真髓を伝えようといふ、この基本法の効果はたして上るかどうか。こういう点からいいますと、やはり農村の教育というもの、そうしておくれおとるところの社会教育その他関連しまして、総合的な、農村に残つてもわれわれは希望を生かしていきけるのだ、生命を農村にかけるのだといふような、そうした気魄を持たせるような教育が同時に進まなければならぬ、農業基本法が効果が十分に達成せられないじゃないか、こう思ひますが、農業及び農村におけるところの教育、その点に対して特段に力を注いでもらいたいと思ひますが、総理大臣としては、この問題について、どうお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 全く同感でございます、そういう事態に對処するために農業基本法を設け、そうしてこれと関連して農村関係の教育、社会教育その他全般にわたつて根本的な強烈な施策をしていこうということがわ

れわれの考えであるのであります。

○千田正君 最後に一点だけお尋ねします。先般来、これが聴問公等におきまして、どの陳述者も一せいに言う二つの問題がここにあります。それには農業災害補償法を改正してもらいたい。そうして農民の負担が現在のやり方において相当荷が重い。そうでなく、もう少し国のあたたかい手で、農業災害等に対する補償の問題は考えていただきたい、こういう問題です。もう一つは、この前もお尋ねいたしました、農業近代化資金の利子が高い。七分五厘という利子では、とうてい農民が背負い切れない。どうしても五分以下にして、三十年ないし四十年という長期の資金を出してもらうのであれば、せっかく名案であっても、画龍点睛を欠くおそれがある。ほかの産業に対しては五分以下で出しておる政府の低利資金もあるはずである。農民がこの際特にお願したいのは、この利子の五分以下ということ、長期貸付という点について政府として考えを新たにしてもらいたい、こういう希望が聴問会の席上で、いずれも農民の声としての結論として出されておりますが、これに対しては、総理大臣並びに農林大臣から、どうお考えになりますか、お伺いしたい。

○国務大臣(池田勇人君) 農業災害補償につきましても、法案の御審議を願って、よほど改善されたと思ひます。それから金利につきましても、大勢は低金利の方に向かつていってあります。特に今後農業の根本的改革をやっていくという点につきましても、できるだけ金利の低い方が望ましいのであります。政府といたしまして、事

態に応じて善処する考えでおります。

○国務大臣(周東英雄君) 農業災害補償制度につきましても、少しおくれまして、まことに恐縮であります。この内容といたしましては、もう農業者の今までの御不満の点、あるいは希望の点を大部分取り入れて法案を作っております。従って、負担が重いということでありまして、掛金のみならず、賦課金ですね、そういうものについては、今度は事務費、人件費等、国の全額負担になっております。またせつかくかいても、もたらう共済金がえらい少ないということがあります。今度の制度では倍額に近く引き上げることにしております。また、常に今までは連合会が中心になっておりましたけれども、通常災害におきましては単位町村が中心になりました。掛金というものはどういう形で動いておるか、どういふ形で残されておるかという点などもはつきりわかるようになると同時に、町村単位の共済組合が全責任を持つというような形をとっております。また従来多くの方が一律に強制加入というふうなものになっておりました。が、今度はこれはある程度任意加入の範囲を広げましたし、ことにそれは保険の対象となるべき災害のものについて、これを自由に選択ができるような形にするとかいうような点、十分ほど希望をいれて作つたのであります。ただ、建物共済をどうするかという問題が残っております。これは近く九月ごろまでに農林省の中におきましては懇談会を置きたい、建物共済の一元化に関する懇談会を作りまして成案を得たい、こうなりますと大体皆さん

の希望がいられるのじやなかろうかと考えております。おくれしましたけれども、提案御審議をお願いしたいと思います。

○森八三君 時間がありませんので、端的に二、三お尋ねをいたしたいと思います。

この法律で関係の農業従事者が一番関心を寄せている問題は、何と申しましても価格政策、価格安定の問題だろと思うのです。この委員会で審議を始めてから、この問題は毎日のように質疑が繰り返されておるといふことから見ても、この問題が一番重要であるということがうかがえると思つております。きょう午前中亀田委員の質問に對しまして、他の産業者と農業従事者の所得を均衡せしめるといふような表現をいたしておられます。これは同一の水準にまで持つてゆくというところから長期見通しに立ちまして選択的な拡大の方向を取り進めてゆくが、その場合に動いておる経済のことでありますから、その見通しは離れを生ずるような場合がないとは保障し得ない、そういうような場合に、関係農民の諸君に不測の損害を与えることがあつてはならぬので、そういうような場合には善処をするということ、法律の明文がなくとも政府としては当然なことであるというやうな相対的な取り運びの対策をいたしまして、そういう趣旨をひくるめなすれば、重要農産物に対する価格の安定についての具体的な対策としては、いわゆる生産費・所得補償方式をとるべきである、こう思いますが、このことは

また議論になりますので、並行線になりますのできょうは申し上げません。そこで具体的に伺ひたいことは、そういうやうに非常に明確にお答えは願つておられますが、現に政府のおやりになっておる具体的な農政の動きを見ておりますと、農民諸君が非常に心配をしておると思つております。そういう心配がこの価格政策についていろいろと疑惑を生んだり、心配をもちたしておると思つて。その一例は大麦の対策の問題です。これは現在は食糧管理法によつて律せられておるわけでありまして、そういう法律の明文がございまして、農民諸君といたしましては、昨年の十月なり十一月にまきつけをしたというのが事実であります。ところが、そういうまきつけをして、当然現在生きている法律によつて措置されるであらうと思つておりましたところへ、その後別の対策が講ぜられる、そのことが農民所得については非常な影響を持つてくる、こういうことが現実の問題として起きておる。それからこれは農業には直接関係ございせんけれども、最近韓国のノリを一億枚輸入を決定されたということでありまして、現に今年の国内における生産事情は約四十億枚の生産ができるという見通しである。国内の消費を考えましても五億枚程度は現に過剰のストックがある、そのために生産者価格は昨年の同様に比べて三割五分から四割近く下がつておる。ただ流通機構が非常に不完全でありますために、消費者価格は下がつておらず、これが現実であります。そういうやうに生産が非常にふえて過剰在庫があるというときに、なおかつ不必要なものを輸入をすると

いうことが具体的に措置されておる。こういう現実を見ますと、いろいろ御答弁をちょうだいいたしまして、農民としては非常に心配だ、こういう感じを持つと思つて。これらの一連のものを考えまして、この価格安定対策の具体的な取り運びについては、どうおやりになるのか、どうされるのか。ほんとうにこれは真剣な問題だと思ひますので、具体的にお答えをいただきたい、こう思つております。

○国務大臣(周東英雄君) 御心配の点よくわかりますが、私もそれがゆゑに真剣に取り組んでおるわけでありまして、ことに私は大、裸につきましては、議論の余地のないほど農家の方々もこのまま生産を続けてゆくことはどうかというところは、皆さんよく了解していただいております。と申しますことは、食糧としての需要が三年ばかり減るばかりです。その減るというものは、対してやはり需要が伸びる、作れば売れるという、これは自由です。ね、売れるというものを作つていただけて利益を上げてもらうという形に持つてゆくことが、これがほんとうに親切な農政だと思ふんです。ただ売れなくても作つて、それは政府が全部買い上げてくれるからいいんだという考え方は、やはり農政のほんとうの親切な行き方でない、こう思ひます。そこでここに大、裸の作付転換ということをはなはだ大きな問題ですが、取り上げたわけは、従つてやはり経済的にこれを保護し、損にならぬやうにできるだけやってゆくけれども、やはり将来に向かつてはだんだん減らしていただく、そして売れるものを作つていただく、さらにもちろん大、裸につ

きまして食糧としての需要以外に他の方面への、たとえばもつと有効な飼料への転換ということができればそれいい。しかし飼料として売られる場合には、食糧として売られたよりも価格が安い。これも価格政策によって売れても売れぬでも高い価格で買うというようにしておくというところはかえって不親切で、そのものを価格が高いから作ろう、しかしそれは売れないじゃないかとこのことになると、私は農政の行き方ではないと思う。そういうように思うので転換されたわけです。要は昨年の秋に植えた麦といふものは、そういうこともまだ出てこないときに植えたんだから、その生産される三十六年産の大、裸について特別な措置を考えたというのならばよくわかるんです。今度方向の転換はございまして、三十六年夏に生産される大、裸についての措置は特に考慮して考えておるわけでありまして、それから第二点の韓国ノリの問題であります。これは私も非常に心配をいたしておりますが、この今日における国内の生産者のノリ価格の下落というものは、これはまことに所得倍増どころじゃない、実はわれわれも非常に驚いておるのであります。この二カ年の間に五割強の増産であります。大体去年にして十三億枚の増産であります。そういう事情に対して私どもは遺憾の点は、やはり増産されたものの販売の体制をどうするか、どうもかなりおくれた販売体制をとっておりますね、取引を個々に結んでやる、むしろこれは大阪市場なり東京市場なり進出してせり売りにするような体制をとったらどうかというその辺も、取引関係におきましても考えさしてありますし、ともかくもできたとすれば、これを流通過程から締め出して保管するに必要必要な低利資金等も世話しようというのをやってみようというところが一つ。そうしてある程度価格は消費者価格というものが現実には低くなるのが当然だと思ふが、なぜならぬのかというのを、私もいろいろ検討させておるんですけれども、ある程度下げるといふことが原料が下がっておるとすれば、これを下げさせて消費をふやすといふことが、これに對処する大きな道だと思ひます。これらの点について急激にふえたものですから、ちょっと手が回らなかつたというのが、ざっとばらんな現在の状態だと思ひます。これらのものにつきましては、国内のノリについても当然やらなければならぬ問題でありましたので、これは韓国ノリの一億の枚に影響あるなしにかかわらず、当然国内の生産数量の増によつて起つた問題であります。だからこの際において一枚も入れなければいけないかといふ議論になります。これは国際関係の問題であります。従来参議院でも御決議をいたしておいて、大体一億枚の範囲内といふことであります。で、いろいろ要望はありますが、一応この数字の通りにおく。しかし、これは内地のノリを含めて生産販売の機構、取引機構、消費者に対する需要の増というものを考えるに、必要ならはそれ以上考えてもいいが、一応国際間のことを考えつゝ一億枚以上は買わないといふような形の処置をとらうとし

ておるわけでありまして。○森八三一君 今の農林大臣のお答えでは、私は農民諸君の不安を満足させるわけにはいかぬと思ふのです。と申しますのは私も消費のないものを作つて、政府に買つてちょうだいといふようなむちやを申し上げておるのではないうのです。現に存在しておる法律に準拠して、まきつけてしまつたあとで、そのものの措置を別途に考えよう、そのことが農民の経済に非常に損害を与えるといふようなことがあつてはならない。三十七年産をおつしやるならわかるんです。三十六年産はすでに對策の出る前にまきつけてしまつたんですから、そういうものをおやりになる、今後運搬の拡大だとか、長期見通しだとかずつとお述べになつても、その方針に従つてやつた次から次へと別途の對策が出てくるというのでは、これは安心しておれない取組んでいけなかつたといふところに問題がある。ですから大麥の對策については三十七年度からやる、三十六年度はもうすでに済んだことだから、現行の食糧法によつてやつていく、こうはつきりおっしゃるなら何も私は申し上げることないんです。

それから韓国ノリにいたしまして、貿易の自由化にこれは関連してゐる問題なんです。ですから外交上の必要だとか、あるいは国産品の輸出を伸ばすために、一部のものを輸入するといふならわかるんです。そのことがいかぬといふことじゃないに四十億もとれて、そして生産者価格は四割から下がつておるといふときに、過剰の五億枚もあるところへ、またその生産者価格を引き下げるような、悪影響を

もたらす一億も入れるということはおかしいんじゃないか。入れるならそれに対する国内生産者に何らかの施策を講ずるといふ對策があつてしかるべきじゃないか。それなしにおやりになるという、今後他の農産物についても外交上の必要だとか、あるいは貿易伸張上の必要だといつて輸入をして、そのしわ寄せが農民にかかつてしまふ。これではたまたまのものではない、そこに問題があるんですから。私は大、裸の問題にいたしまして、今度の對策がいかぬといふのじゃないんです。三十六年度はそういう對策のワクの外において、三十七年からこうするとおつしやるなら、これからまかれるんですからこれははつきりする。そういうふうに親切なことをやつてもらふと困る。韓国ノリの問題にいたしまして、お入れになるならいいんです、いいが現に四割も下がつておるんですからこれは大問題です。その上またそれに拍車を加えるようなことは、不必要なものも輸入する必要はないんじゃないか。もし外交上必要であるとすれば、それに対する漁民の不利を穴埋めする對策といふものが、並行的にとられて初めて親切な行政といふことになるんじゃないか。それがちやうどいふことになるから、基本法ができて一体どうなるか。貿易自由化ができて一体どうなるか。安定對策といつても次から次へと不安定對策になつてしまふんじゃないか、こういう心配があるので、それをしなくてはなりません。さういふきりしていただければいい、こういうことなんです。

○國務大臣(周東英雄君) 大、裸については、ただいま私が申し上げたわけでありまして。三十五年まきつけの三十六年夏作の大、裸については、別の処置を考へるがよろしい、これはあなたのお話によれば、食糧法をええなくともいいとおつしやるのかもしれない。しかし三十七年産の麦、この秋の麦の對策を進めますについても、やはり別途にあらかじめ早く制定しておかなければいけません。そういう問題は、奨励金とあわせていろいろのことを書きたいので、食糧法の中には書きにくいのです。そこであれを抜き出して、三十七年大、裸に對処するものをきょうからこの国会で制定しておかないと、この秋のまきつけ前の指導ができませんといふことです。その際におきまして、三十六年夏作の大、裸をどうするかといふことも、あちらの方で規定したわけでありまして、これについては十分考慮して参るつもりであります。それからノリにつきましては、御心配の点は、私も今申しました通り、これはただ韓国ノリの問題だけでなくて、すでに五億も貯蔵されている問題も頭に入れてつゝ、對策を今具體的に立てておきます。○森八三一君 そうしますと、三十五年にまきつけました三十六年産の大、裸麦につきましては、その措置は従来の食糧法によつてやる、三十七年からあらためて臨時措置法を發動するんだ、こういうふうに私は承了していいような御答弁のように伺つたのです。もしそうではないとするならば、それはやはりおかしいといふことになる。それから韓国ノリの問題につきましては、これは何も基本法の直接の問題で

ございせんから、貿易自由化に関連して、心配している一例として申し上げましたので、含めてその善後措置が考へていただけるとのことでありました。それはけっこうだと思ひますが、大麥の問題はそれでよろしゅうございませうか。

○國務大臣(周東英雄君) この点は大、樞要がすぐ、法制の御審議をいづれにいたぐわけになつて参ります。この点に關しまして、的確に作付振換といふことは、去年言ひ出しておらぬやうですけれども、法制的にはどうか知りませぬけれども、指導をして、現下の状況下における大、樞の消費減といふことは、これは考へて、一体どうするかといふことについて、ある程度實際的の指導をしていくわけですね。そこでそれをやっております。それは隠れた問題であります。法制を制定いたしますについても、十分考へておりますが、ただいままで同じ型でいかなないでいいんではないか。多少の差をつけております。な条文になつております。いづれ御審議をいただきます。私どもはその点はやはり一面には政府も努力するけれども、やはりこういう問題については、農家の方の深い理解の上で協力を得なければ、全部政府にまかせて、一たんこうきめたら全部それは政府の施策でまかなわれべきものだといふ考へ方の上に立脚してやっております。これは誤りを生ずると思ひます。これは十分の理解を求めつゝ参りたいと思ひております。

それから韓国ノリについては、今私から申し上げたように、十分これは考へて参りたいと思ひます。

えて参りたいと思ひます。

○森八三三君 くどくどは申し上げませんが、三十六年産の大、樞要については、これは私はいろいろ消費の減退等が予見されておりましたから、農民といたしまして、相当これは作付面積は減つていくと思ひます。その上迫り打ちをかけるような価格上の対策といふものがあつてはならぬ、三十七年度からである、これはいづれ法案の審査で十分申し上げますが、この点は十分一善処を願ひませぬといふと、基本法全体について農民がまた非常な不安を持つと思ひますので、御考慮を願ひたいと思ひます。

それから総理に一つお伺ひしたいのですが、本法が制定されるという、動き出すといふことになりますると、何と申しましても農業経営が近代化、合理化しなければならぬ。それには農業教育といふものは、非常に重き使命を持つていく。先刻総理からその通りだといふ、干山委員の御質問にお答えがありましたが、その場合に現在の教育の制度といふものが、非常に型にはまかつた画一的な、形式的なものではないかと思ひます。ですから、高等学校なら高等学校を卒業して、二年間なら二年間うちで実地訓練をやつた、その人が今度大学へ入りたいといふような場合には、一般の課程じゃなしに、その大学の内部における専門的な部分だけを学ぶといふような、特別な一つの制度といふものを開くべきではないか。あるいは高等学校の場合におきましても、中学校卒業して、うちで二年、三年やつておつた。その人が今度高等学校に入るという場合にも、そういう道を開いてやつて、三年なり四年な

り、やはり一定期間くづづけの教育をやる、そこでは直接農業経営に必要なじやない仕事までも全部教わるということじやなしに、必要とする部分だけを学び得るような課程といふものを作つてあげるといふことが、ほんとうに有為な青少年が農業経営に直接占めていくといふためには、一番ふさわしい問題だと思ひますが、現在の教育制度が画一的になつておりますので、そういうことが非常に困難だと思ひます。そういう道を開きになる必要があると思ひますが、いかがでございますか。

○國務大臣(池田勇人君) 教育といふものが、産業経済の発展に沿うようにマッチしていかなければならないといふことは当然のことだと思ひます。私は森さんのお考えまことに適切でありまして、今後そういうふうな方向で進んでいくべきだと思ひます。

○森八三三君 最後に、いろいろ団体の問題が法律に出ておりますが、いかにも農村の内部には法律に基づきます団体、法律に基づきません団体、きわめて困難に発生をしておると思ひます。それが悪い言葉で言つと、団体の幹部といふか、ボスといふか、そういう人のために存在をしておる、と言つては少し言い過ぎかもしれませんが、そういうふうなことがあつて、お互いにほんとうの農民の理解といふことでなしに、団体の利己主義的なことで動いておるという事実が相当あると思ひます。でございませうから、この際、相当思い切つた農業団体の整理統合をもう一ぺんやつたらどうか。極端に申し上げますならば、協同組合の關係の中央会、あるいは農

業会議、委員会、そういうもの、あるいは農災關係の中央の指導機關といふものを一つまとめてしまつて、ほんとうに農民のよるべき指導機關といふものを作るといふことは、これは一つの例でございませうけれども、それまで踏み切つていきまさんと、この立法ができません。また団体間の摩擦で、あてもない、こうでもないと言つて、農民の不利を承知しながら、団体の利益のために争つておる、こういうことが絶えない。それが農民の自主的判断によつてできたといふ、形式はそうだけれども、實際はそうではないのです。これは一つお考え願ひませぬでしょうか。農民団体のほんとうに抜本的な再編成、これが私はほんとうに魂を入れる道だと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君) 私は御趣旨まことにござつともだと思ひます。私がかかりこれに對して共鳴する点があるのです。しかし、これはなかなか困難な問題です。相当これは研究をしなければならぬが、多少時間がかかると思ひますが、よく研究いたしたいと思ひます。

○森八三三君 農業基本法全体の運営がなまやさしい問題でないのです。これは非常にむづかしい問題なんです、そのむづかしい問題をやろうといつて、ここに宣言されたのですから、その効果を上げるために、むづかしいことに取り組むちゅうちょをされてはならぬと私は思ひます。これはほんとうに一つ私ども十分協力いたしたいと思ひます。取り組んでいただきたいという希望を申し上げまして、総理が二時から御都合がございませうですから、質問を終わります。

○委員長(藤野繁雄君) それでは、暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時八分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。小林孝平君が辞任、その補欠として、武内五郎君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) 休憩前に引き続き、農業基本法案(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)、以上三案を一括議題として、質疑を行ないます。椎名通彦大臣が出席しております。同大臣に対し御質疑がございませう方は、順次御発言をお願いいたします。

のなら理事会を開いてほしい。それは決裂はするかもしれない。理事会も開かないで今までの運営の経過から見て、そういうことは私は許されぬと思う。

それから社会党の方では特にこういう重要法案について、中央公聴会を省略するということは承でない。これは何回も申し上げてあるはずで、これは途中から非理事からこういう方式で、どうか、非公式の話がちょっとありましたが、そういうちょっとと格好だけつけるという意味じゃない、開くのならやはり一日きちつと各党の推薦したものに来てもらってやる、こういうことでなければそれはおかしいのです。だからそういう問題等についても結末をつけないままに、さあやろうさあやろう、こんなことは私はおかしいと思います。だから通産大臣の質疑の途中でそういうことをされるということとを私たち知った以上は、こんなことを簡単にああそうですかというわけには、私は今までやってきた理事の良心としてこれはできない。だからさうさういう事態にあるのなら、委員長としては、結果は別ですよ、理事会を開いてこういう空気になっていくのだからどうか、なぜそれが一言野党のわれわれに對して言えないのです。それをやってもいい、要求します。

○委員長(藤野繁雄君) ただいまの亀田君の御発言に對しては、午前宣言いたしましたように、予定のお方の質疑を行なう、質疑の途中にいろいろの問題があるとは承知しております。○亀田得治君 承知しております。その質問が終わったあとに、理事会をお

開きになりますか。私はそういうことを計画されていて、そのときの場所になつて、私もこういう性格ですから、そんな変なことをされちゃおかしい。だから通産大臣の質問が終わったあとで理事会を開きになって、そういう空気があつたのならある、われわれに正式にこれは諮つてみて下さい、理事会に。それをあなたはお約束してもらえぬのなら一つ質疑に入つてもらつたらいいと思う。そこをはつきりしておいて下さい。

○北村暢君 議事進行。

○亀田得治君 今のやつ、ちょっと委員長はつきりして下さい。

○千田正君 ただいま社会党の亀田理事から議事進行でお願いがありました。私は今までの過程におきましては、社会党さんからは一日公聴会を開きたい、こういう要望がありました。森委員の試案に基づいて一応の進行をしようじゃないか、こういうお話し合いになっております。その間において社会党の要望もいれて、それな半日で参考人と呼んで話を聞こうじゃないか、この申し入れは自民党の桜井理事から社会党の理事に申し入れた、ところがそれは拒否されたようでありまして、その後の進行は、理事会において、今の段階においては、本日通産大臣に對する質問はきようは終わる、きようは一応通産大臣の質問は終わるとして承知しております。今の亀田理事からの理事会を開いてくれという要求に對して、十分に一つ御相談の上、ここでお答えを願いたいと思

ます。

○亀田得治君 委員長、ちょっとあなたはおかしいですよ。与党の方の理事の顔ばかりごらんになるけれども、あんな国会の委員長ですからね。私は何もそんなわからぬ話し申し上げておるつもりはないのです。これは当然なことなんです。そんなこと。私たちが相対はつきりしたうわさを聞いていて、黙つてあなたこんなことに応ぜられるわけがないのです。理事と何か約束されているんですか、与党の理事と。

○委員長(藤野繁雄君) そんな約束はしていません。

○亀田得治君 そんならば、ざつぱらんに理事会を開いて相談をかけて下さい、正式に。

○北村暢君 委員長、私は亀田理事から意思表示がなされているように、この質疑打ち切りの動議を出して、そして強行する、こういうようなことは私は従来の農林水産委員会ではやっておりません。そういうことがわれわれの耳に入るくらいであるから、与党の委員長だつて知らないとは言つておりますけれども、私は知らないでは済まされません。従つてあなたが知らないというんだつたら、委員長としてそれじゃこの通産大臣の質問をやっている間に質疑打ち切りなんというものはやらないのだ。その後において理事会等において議事の取り扱いについて協議をするということをはつきり言つていただきたいと思う。これはそういうことを聞いたからには、私もどうしてもわざわざ混乱させるためにそういうことをやるべきでないと思うのです。私には、それに私たちが今までの経過から

いつて、理事会で話してきたことに、それは与野党であるから話つかないこともあつたでしょう。あつてもそれは話つかないなりにおいて、その後においての処置というものについてお互いにあるでしようから、その後の処置についても、私もやはり良識をもつて対処したい。努力するつもりは十分持っているわけなんです。ですから、もしそういう意図があるということがわかつておられるなら……わかつておられないということですから、一つ自民党さんの方にも確かめていただいで、そして、そういうことは、非礼なこととはやらない。こういうことで了解が成立するならばやってもいい。ただ問題は、私はそればかりでなくて、今両党間の責任者の話し合いでもって全部ストップしている。そして、やつておるのは建設委員会だけで、これは参考人と呼んでいるから例外的にやつている。こういう状態にある中で、この委員会が継続されている、このこと自体についても私は問題があると思うのですけれども、それはこの農林水産委員会に限る限りそのことがわからないでやつておつたというから、それならば、まあこれはわからな

いもの、を、わかつたつてはしょうがないのだから、これは開かれていようから、開かれておるならば、それならば一つ私はこのことをはつきりさしてから、いづれやるにしても、やらないにしてもきめていただきたい。私は決してむちやなわけのわからないこととはしないというつもりでありますから、どうですか。

○千田正君 議事進行。速記をとめて、今通産大臣の質問に入る前に話し

合いをするかどうか、一応あれしたらどうですか、円満にやつて下さい。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

て。

○森八三一君 先刻亀田委員の御発言もごもっともだと思いますので、通産大臣に對する質疑が終わりましたら、休憩をして、直ちに理事会を開くようお運びをお願いしたいと思います。

○委員長(藤野繁雄君) ただいまの森君の動議に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) それではさう決定しました。

○委員長(藤野繁雄君) それでは、質疑をしていただくことにいたします。

○東隆君 私は通産大臣に質問をいたしますが、農業基本法によつて、農従事者の生活あるいは所得を他産業の従事者と均衡のとれるようにするためには、私は農業者は単なる原料の生産者になつてはならないと思うわけでありまして、従つてこれを共同の力によつて販売をする、あるいは加工をする、また農業生産資材を購入するにしても、私は、農業従事者の協同の組織を活用することによつて、所期の目的を達することができると、このように考えるわけでありまして、従つて、この問題は非常に強く主張をされておる、農業基本法を中心にして質問をいたしましたも、この点については非常に力強くこれを支持するような答弁もいただいております。ところが、農業協同組合によるところの販売また購買事業

こういうようなものが、これは通産大臣の管下にあるところの商工業者との販売あるいは購買事業、そういうようなものと非常に似通っているものであります。非常に反発をしておられるのであります。分にあるわけでありまして、私は将来ますます反発をしておられるのではないかと、こんなような予想もいたします。従つてこの際、通産大臣は、この協同組合による販売、購買の事業、また購買加工あるいは加工販売、これとの関連等において、どういふようなお考えをお持ちであるか、私はこの際お聞きしたいのであります。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 農村の共同事業として、農業協同組合が農産物の共同販売、あるいはまた農業に必要な資材の共同購入をやっておられることは、これは長い間のしきたりでございまして、もはやきわめて定型化した事柄であるとわれわれは考えているのであります。ただその間に、一般の通産省所管の中小商業者との関係において、間々利害の相反するような事態も起こるということがあるのであります。が、そういったような問題の調整に關しましては、その具体的な問題について個別的に調整解決をして参つておるのであります。今後におきましては、従来のやりきたりと同じように具体的な事態に即して問題の解決をはかつて参りたい、かように考えておる次第であります。

○東陸君 協同組合による販売あるいは販売事業、これと商業者による販売事業、これは私は主体は非常に違つておりますけれども、一つの商行為と、こういうふうに見ても差しつかえないと思ひます。従つて、広義の意味で通

産大臣は協同組合がやることの販売事業、あるいは購買事業も自分の領域の仕事だと、こういうふうなお考えをお持ちになることはできませんか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) そうは考へておりません。農業協同組合の行なわれる商行為、この問題はあくまでこれは所管を異にしたものである、こう考へております。

○東陸君 私は通産大臣がお考えになつておられるのは、少し偏狭なお考えでないかと思ふ。そういうような立場でお仕事をされると、協同組合がやるような仕事に対して圧迫をするとか、あるいはチェックをすとか、そういうような態度が出てくるのじゃないかと思ふ。それでたとえば貿易を中心にして輸出の協同組合がある、その他いろいろな中小企業者等の協同組合ができておる、そういうようなものは、これはみんな同じ協同組合の概念で考へるべきものであります。それらの協同組合自体は利潤の追求をやらないのです。あくまでその構成員の利益のために協同組合を作つておるはずであります。従つてそれがやることの仕事に對して、商業あるいは貿易の方面は自分の管轄であるけれども、農業協同組合がやることの商行為は、これは自分の関係していないことだと、こういうふうになりますると、農産物を最後まで、輸出までやろうと、こういう考へ方を持つておられるところの農民はどういうことになるかという、最後の貿易の場合においても通産大臣は、これは農業協同組合の系統によつて貿易をするのだから、これは自分たちの関係しておるものでないと、こう言つて排除をされるおそれがある。そういうふう

うになりませんか。従つて、農産物にしても、それから農業生産資材にしても、おおよそ配給その他のことに關連をするものは、私は通産大臣はこれと同じ自分たちの関係の仕事だと、こういうふうにお考えになるのがこれが適正な考へ方でないかと、こういうふうにかけるのですが、この点はどうでしょう。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 実は私は前に商工省の役人をしておりました。そのときに農林省との事務調整をやつたのであります。その当時は、何でも商業は商工省という管轄の区分がございまして、従つて畑でものが実つてい

るうちはこれは農林省、それが一たび商品になる瞬間から通産省の、まあその當時商工省、商工省の所管になる。でありますから、雜穀商も米穀商ももうすべてその所管は商工大臣ということになつておつたのであります。それでは、だんだん準戦時体制から戦時体制に移る時期でございまして、食糧戰時経済というものを掌握して、食糧問題はあくまで農林大臣、こういうふうな行政の力強い責任分野というものが出てこない、こういうことで生産から消費に至るまでこれはもう農林省、そういうふうな所管の調整をいたしたのでございまして、ただいまはそういうふうな大区分になつておると考へるのであります。従いまして、農産物の商業部門をもつぱらつかさどる協同組合のあらゆる協同行為というものは、これはもう当然農林大臣の所管、ただし一般の中小商業の問題、そのものの販売というものを離れて中小商業という一つの形態の行政は依然として通産省にあるものとして現在やつてお

るわけでございますが、その協同組合の商行為等につきましては、これは農林大臣というふうな私どもは了解しております。ただ輸出の貿易の面になりますると、これは官制ですでにきまつておる通りに、通産省にすべての海外貿易の事務を統一しておると、こういう關係でこの問題は通産省の通商局に統一しておる、そういう關係から、これはその内容のいかんにかかわらず所管する。しかしながら、やはり依然として農産物の貿易等につきましては、農林大臣と協議形態で行なう、こういう形になつております。

○東陸君 私は農林省と通産省の所管争ひというふうなことをほじくり出すつもりはないのでありますけれども、しかし、農業者が自己の生産したものを協同組織を通して販売をし、また必要な農業生産資材を購入をする、これは私は明らかに一つの商行為だと思ふ。ただ、協同組合は協同組合自体が利潤の追求をやらないというだけの話で、その行為は同じ行爲だろと思ふ。従つてこの全般の商品の移動というふうなもの、そういうふうなものについて、通産大臣は同じような考へ方でもって臨む必要があるのではないかと。それで、協同組合がやるのだからおれは知らないのだ、こんなような考へ方、あるいはもう少し疎外をするような考へ方、そんな考へ方になると、私は問題が非常に大きいと思ふ。これは將來、農業協同組合を中心にして大きく販売の統制であるとか、その他の問題が起きてくると思ふ。そうすると、事はことごとく通産大臣の管下にある商業者との間の争ひになつてくるのですから、従つて調節をするのに二つの省

でもつてこれを調節するというのではなくて、そういうようなものはこれは通産省の中でもつて調節をする、こういうような考へ方の方が私はまともな考へ方ではないか、こう考へるのであります。この点はどうか。ことに農業生産資材の方は、これは商人の側から、あるいは生産者の側から逆に農業者の方に流れて農産物の方は逆な形をとつておるのですから、この關係は私はきわめて微妙なものがあるので、この關係をそう通産大臣と農林大臣とで分ける、截然と區別をしてやるべき筋合いのものでないと私は考へる。ことに今の貿易の問題なんかにしても、貿易だけはこれは自分の方でもつてインシャタイプをとつてやるのだ、こういうふうなお考えも私は問題があると思ふ。この点何かもう少し割り切つた考へ方があつてしかるべきだと、こう考へるわけでありまして、今までのお答えからでは、どうも將來問題が起きたときには、具体的な問題について調整をするのだという。私どもとすれば、生産者としての農民が自分たちの利益を少しでも多く得るために協同の組織を確保する、その仕事がいやまをされるというのでは、これは問題だらうと思ふ。だからこの点は一つ十分お考へになる必要があろうと、こう思ひますが、もう一度その点について通産大臣のお考えをお聞きしておきたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) たとえば製菓の事業は厚生大臣が所管しておられ、製菓会社の監督と、それからまた引き続いて製菓法の行政、これらは厚生大臣の方でやつております。ただ、製菓法が中小商業という一つの形態をとつておる。その中小商業という階層

でもつてこれを調節するというのではなくて、そういうようなものはこれは通産省の中でもつて調節をする、こういうような考へ方の方が私はまともな考へ方ではないか、こう考へるのであります。この点はどうか。ことに農業生産資材の方は、これは商人の側から、あるいは生産者の側から逆に農業者の方に流れて農産物の方は逆な形をとつておるのですから、この關係は私はきわめて微妙なものがあるので、この關係をそう通産大臣と農林大臣とで分ける、截然と區別をしてやるべき筋合いのものでないと私は考へる。ことに今の貿易の問題なんかにしても、貿易だけはこれは自分の方でもつてインシャタイプをとつてやるのだ、こういうふうなお考えも私は問題があると思ふ。この点何かもう少し割り切つた考へ方があつてしかるべきだと、こう考へるわけでありまして、今までのお答えからでは、どうも將來問題が起きたときには、具体的な問題について調整をするのだという。私どもとすれば、生産者としての農民が自分たちの利益を少しでも多く得るために協同の組織を確保する、その仕事がいやまをされるというのでは、これは問題だらうと思ふ。だからこの点は一つ十分お考へになる必要があろうと、こう思ひますが、もう一度その点について通産大臣のお考えをお聞きしておきたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) たとえば製菓の事業は厚生大臣が所管しておられ、製菓会社の監督と、それからまた引き続いて製菓法の行政、これらは厚生大臣の方でやつております。ただ、製菓法が中小商業という一つの形態をとつておる。その中小商業という階層

でもつてこれを調節するというのではなくて、そういうようなものはこれは通産省の中でもつて調節をする、こういうような考へ方の方が私はまともな考へ方ではないか、こう考へるのであります。この点はどうか。ことに農業生産資材の方は、これは商人の側から、あるいは生産者の側から逆に農業者の方に流れて農産物の方は逆な形をとつておるのですから、この關係は私はきわめて微妙なものがあるので、この關係をそう通産大臣と農林大臣とで分ける、截然と區別をしてやるべき筋合いのものでないと私は考へる。ことに今の貿易の問題なんかにしても、貿易だけはこれは自分の方でもつてインシャタイプをとつてやるのだ、こういうふうなお考えも私は問題があると思ふ。この点何かもう少し割り切つた考へ方があつてしかるべきだと、こう考へるわけでありまして、今までのお答えからでは、どうも將來問題が起きたときには、具体的な問題について調整をするのだという。私どもとすれば、生産者としての農民が自分たちの利益を少しでも多く得るために協同の組織を確保する、その仕事がいやまをされるというのでは、これは問題だらうと思ふ。だからこの点は一つ十分お考へになる必要があろうと、こう思ひますが、もう一度その点について通産大臣のお考えをお聞きしておきたい。

でもつてこれを調節するというのではなくて、そういうようなものはこれは通産省の中でもつて調節をする、こういうような考へ方の方が私はまともな考へ方ではないか、こう考へるのであります。この点はどうか。ことに農業生産資材の方は、これは商人の側から、あるいは生産者の側から逆に農業者の方に流れて農産物の方は逆な形をとつておるのですから、この關係は私はきわめて微妙なものがあるので、この關係をそう通産大臣と農林大臣とで分ける、截然と區別をしてやるべき筋合いのものでないと私は考へる。ことに今の貿易の問題なんかにしても、貿易だけはこれは自分の方でもつてインシャタイプをとつてやるのだ、こういうふうなお考えも私は問題があると思ふ。この点何かもう少し割り切つた考へ方があつてしかるべきだと、こう考へるわけでありまして、今までのお答えからでは、どうも將來問題が起きたときには、具体的な問題について調整をするのだという。私どもとすれば、生産者としての農民が自分たちの利益を少しでも多く得るために協同の組織を確保する、その仕事がいやまをされるというのでは、これは問題だらうと思ふ。だからこの点は一つ十分お考へになる必要があろうと、こう思ひますが、もう一度その点について通産大臣のお考えをお聞きしておきたい。

でもつてこれを調節するというのではなくて、そういうようなものはこれは通産省の中でもつて調節をする、こういうような考へ方の方が私はまともな考へ方ではないか、こう考へるのであります。この点はどうか。ことに農業生産資材の方は、これは商人の側から、あるいは生産者の側から逆に農業者の方に流れて農産物の方は逆な形をとつておるのですから、この關係は私はきわめて微妙なものがあるので、この關係をそう通産大臣と農林大臣とで分ける、截然と區別をしてやるべき筋合いのものでないと私は考へる。ことに今の貿易の問題なんかにしても、貿易だけはこれは自分の方でもつてインシャタイプをとつてやるのだ、こういうふうなお考えも私は問題があると思ふ。この点何かもう少し割り切つた考へ方があつてしかるべきだと、こう考へるわけでありまして、今までのお答えからでは、どうも將來問題が起きたときには、具体的な問題について調整をするのだという。私どもとすれば、生産者としての農民が自分たちの利益を少しでも多く得るために協同の組織を確保する、その仕事がいやまをされるというのでは、これは問題だらうと思ふ。だからこの点は一つ十分お考へになる必要があろうと、こう思ひますが、もう一度その点について通産大臣のお考えをお聞きしておきたい。

の中に含まれておる関係上、中小商業の行政は通産大臣がやっております。やっておりますけれども、今度は取り扱う者を主として考えて農産物の販売、そういうことになると厚生大臣の方の所管、こういうことになっておるのであります。それと同じように、今農協の問題を離れて米穀穀小売業者が営んでおる。その米穀穀商という立場においては、あくまで農林大臣の所管に入っております。それが商売の規模から中小業者という一つの行政のカテゴリーがあるのであります。これは御存じの通り、それは通産大臣が主掌する、こういうことになっておるのであります。で、今協同組合の場合におきましては、その協同組合のすべての監督、組織上の監督はもちろん農林大臣、その中身の監督も農林行政の中に含まれておるのでございまして、これは農林大臣の所管、こう心得ておるのであります。ただ、それが世の中の事象はそう簡単ではございませんで、ときとして通産省の所管の問題といういろいろ接点あるいは入り乱れることもございまして、そういう場合には、両省共管という形でやっておりますのであります。実際の問題としては、どっちの所管といたうことにしまして、なかなかむずかしい問題がよく出てくるのであります。たとえばいただいたような区分けに一心従ってございまして、そして何か重要な困難な問題がありますれば、具体的にその問題の解決に両省共同して当たるというたような建前をとってきっております次第であります。

○東隆君 私はコー・オペラタイプの商業、協同組合とそれから利潤を追求する普通の商業者の商業、この二つが

これは将来も非常に起きてくると思えます。その際私は協同組合の商業と、それから普通の商業との間でももちろん区別はございまして、それを両方お扱いになるのがこれはほんとうじゃないですか、その利潤を追及する方面のものばかりお扱いになるのじゃなく、利潤を追及しない協同組合によるところの商業、これをやはり広範な範囲でもってお考えになる必要があるんじゃないか、ことに中小企業者等の協同組合の分は通産省の方でお扱いになっておる。そういうような点を考えると、私はもう少し範囲を拡げておるのを助長するという方が、ほんとうの生産者にとつても、消費者にとつても私はこれが正しいやり方である、こういうふうに考えますので、こういう点をやはり大きな目で通産省がみるべきじゃないか、こういうのが私の言いたい分なんです。こういう点について、今通産大臣のお答えは、あくまで農林省の方に委せる、こういうお考えなんですけれども、私は商業というものは二つあるのだ、こうお考えになって、そうしてそれを通産省の方でお考えになる必要があるんじゃないか、こういうことを言っておるのです。だから通産大臣の管轄する仕事をもう少し広げたらどうかということを言っておるの、このことについてどう考えるかというのを聞いておるのです。

○国務大臣(権名悦三郎君) どちらにしましても、割り切れないものが出てくるのです。戦時、食糧の忙し時代には米の値段が高い、あるいは米が間に合わないとか、といったようなことで、畑の方はもう取り扱って農林省の方

方に行つて聞くと、おれの方は十分出したつもりだ、そして生産者の値段として仕切った値段はこれだ。あとは消費者の値段はおれの管轄じゃない、向こうに行つて聞け、こういったようなふうな、まるで食糧問題というものがぶつ切れになってしまつて、どうにもこうにも、これを一貫して取り扱うところの責任大臣がないために、非常などうも混乱をした。物の豊富なときはようございまして、だんだんものが不足になってやがてまじくなると、こういう行政ではとても一日もやめていけるものじゃないというので、事務調整を行ないまして、食糧に關しては一貫して配給まで一省、つまり農林省がこれを掌握する、こういう形にしたのでございまして、でありますから、ゴムまりを突くように、こつちを突けば向こうの方がふくらんでくる。向こうを突けばこつちの方がふくらんでくるようなもので、所管の問題はむずかしいのであります。ありますが、昔のことをわれわれが考えたら、今の方が一応整つておるのじゃないか。今は御心配のような点につきましては、また同じ関係として十分に協議をいたしまして、一致した行動をとるといふことにしていったならいいのではないかと、かように考えるわけでありまして。

○東隆君 私は通産省の方で協同組合によるところの商業、そういうようなものも一つ含めて、大らかな考え方で協同組合がやるところの仕事を、これを助長をしていくことがないで、じゃまをするようなことがあつた場合には、それを抑えて、そうして協同組合によるところの商業というものを大きく伸ばしていくような考え方に立つ

べきでないかと、こういう考え方なんです。これは、私は、通産大臣として反対をする理由はないと思うんですが、この点はどうか。○国務大臣(権名悦三郎君) その点につきましては、全く御同感でございまして、やはり農民の生産物は、これは個別的に取り扱ふと、やっぱり非常に経済上利があらまうから、協同組合組織によつてこいつを堂々と主張すべき利益は主張して伸ばしていくということ、これはもうそのお考えには全く同感でございまして、でございますから、われわれは、所管であるからそれを利害の相反する一般の商人の商行為を特にひいきして、そして農村の協同組合による行為を圧迫しようなんという考え方は一つも持っておりませんで、われわれはできるだけそういう点につきましては、正確な認識を持ちまして所管の行政を行なつて参りたい、かように考えております。

○千田正君 委員長、私質問に先だちまして申し上げておきますが、私の質問中一つ社会党の諸君も出て質問していただくように懇願していただきました。来られましたら、いつでも私やめますから、質問中であつても私やめますしつかえない。おいでになりましたら社会党にお譲りしますから、どんどん来られるように一つお勧め願ひたいと思ひます。

私の質問は、貿易の自由化の問題並びに所得増進計画によつて、十年後に輸入して約三千三百億の農産物を輸入する、こういう政策を池田内閣はとうとうのことであります。先般も池田総理大臣並びに周東農林大臣にお尋ねいたしました、大体その方向に向かつていくと、こういうお話であります。現段階においてどれだけ一体農産物を輸入しておられるのか、それから三千三百億というのは、どういふ計画のもとに、そういう増進計画としましてどのようなものを主体として十年後に三千三百億ないし三千二百億というよう膨大な農産物を入れられるか、この点についてお尋ねいたします。

○説明員(山本重信君) 数字の御質問でございまして、私からお答え申し上げます。所得増進計画の数字作成につきましては、経済企画庁が中心になりまして作業をされましたので、通産省といたしましては特に必ずしも十分深くタッチをしていなかったものでございまして、簡単にそのときの数字を申し上げてみますと所得増進計画の策定にあたりましては、基準年次、これは昭和三十一年から三十三年までの平均をとつておりますが、この基準年次の数字に対して、目標年度つまり昭和四十五年の数字を出しておるわけでございまして、農水産物関係につきましてはあまり詳細な内訳はございませぬのですが、食糧と農林原材料を合わせまして基準年次で七億八千三百萬ドルという数字がございまして、それに対して、昭和四十五年にはそれが十四億三百萬ドルという数字になる計画に一応なつております。この増加率は七九%でございまして、基準年次に対して一七九%になる数字になっております。これは、全体の輸入の増加率と比較いたしますと、こういうことになりまして、全体の輸入量は、昭和三十一年から三十三年の平均つまり基準年次の数字が三十一億二千六百萬ドルでございまして、それに対して目標年度

の数字は九十八億九千万ドルになっておりまして、その比率は三・一六％つまり三倍強になるわけでございます。全体の輸入量が三倍強ふえます中で、農林水産物の比重は下がって参るわけでありまして。なお、今申し上げました中の内訳につきましては、これは作業の段階でいろいろ数字が出たようでございますけれども、最終的に幾らというふうには確定した数字は、そこまでの詳細はできておらないようでございます。

○千田正君 四十五年度には一七九％、約倍近いのでありますが、それでは、ちょうど大澤審議官が見えておりますからお伺いしますが、現在の貿易総額の中に農林水産物がどれだけ占めておるかということ、輸入ですね。それから十年後における一七九％というのは全日本の農産物の生産額に対して何％に当るか、この点です。そうしてそのうち最も競合する面である、貿易自由化によって入ってくるために農民に与える影響の最も大きい種類は何か。この点を大澤審議官からお答えをいただきたい。

○政府委員(大澤審議官) 貿易の中で農林水産物が占める割合でございますけれども、これは三十四年度で一六・六％でございます。それから倍増計画で先ほども予算委員会で申し上げましたところについて申し上げますと、基幹年次で三十三年度の価格にいたしまして約一八％、これが四十五年、十年後は八％程度になるというところでございまして。それから先ほども申し上げましたように四十五年度で価格にいたしまして約三千二百億でございますから、国内での農業生産は約二兆二千億ぐらいでござ

いますから、十五％ぐらい、大ざっぱな計算でございますが、程度になる。正確に後ほど計算いたしますが、そんなことになるのじゃないかと思ひます。

○千田正君 先ほども総理大臣にお尋ねした点のうちで特に貿易に關して通産大臣にお伺いいたしますが、アジア、アフリカあるいは南米、ニューギランド、こういうふうな日本との最も将来の貿易の対象になる国々から輸入するというのは、大体においてこういう農業生産物だろうと思うのであります。それにこちらから輸出するといふものは、いわゆる商工業生産物から出てきたもので、こういうもののお取引に關しては、農林大臣として国内の農業というものに對しての圧迫にならないように保護政策をとりたい。たとえば関税の引き上げであるとか、あるいは国内におけるところの物価に對する農業生産物の価格の安定政策であるとか、いろいろな案を農林大臣としては持つておるようでありまして、現実の問題として一つ一つの例をあげますと、この間も水産物のうちの浅海漁業者であるところのノリ、カキの漁業者からは韓国、ノリを入れたら困る。国内におけるところの零細な漁民が苦しい、だからこれを拒否してほらいたいという陳情が当委員会等に対して猛烈に起きてきておるのであります。ところが、一方においては韓国との間に國交が回復し、そしてその裏づけとして貿易する場合においては、やむを得ずにかく韓国のノリを入れないければならぬのじゃないか、これは通産省の見解のようでありまして、そのような國の

政策の上において、一方においては保護政策をとらなくちゃならない、一方においては輸出振興というふうな一つの政策をとっていかなくちゃならない、あるいは外交というふうな手段に訴えなければならぬ、いろいろな問題が錯綜してきておる間に矛盾が生じてくるおそれがあるものであります。将来の倍増計画に伴うところの貿易自由化と国内の農業生産というものの對して矛盾が生じないというふうに通産大臣はお考えでありますかどうか。あるいはそれに対して十分なる対策を具體的に持ちこたへようかという点についてお尋ねいたします。

○國務大臣(権名悦三郎君) 御指摘の通り國際的にあるいは外交の面あるいは經濟外交の面から自由化が迫られておる。しかし、国内産業の育成という点からいいますと、もし自由化すればたちまち海外からの輸入品によって国内の産業というものがほとんど窒息状態になる、こういうたような矛盾は相當にわれわれは見ざるを得ないのでございす。ことに問題の多いのは原始産業、すなわち農産物、それから鉱産物の一部、そういうものに非常に感ぜられるのであります。さてこれに對してどういふふうな対策を立てるかというところでございす。一方貿易の自由化をして、そして國際經濟にどんどん乗り出して規模を拡大するといふ必要性もあるし、また、そのためには、外國の製品に對していつまでも門戸を閉ざしておるというわけにはいかぬ、こういう状況でございますが、そうかといつて国内の産業をみすみす犠牲にするというわけには参りません。あるいは關稅政策をとり、あるいはその他の方法

によって、当該産業の國際競争力といふものを十分に付けて、そしてこれならば大丈夫というところで、初めて自由化するという手順を考えざるを得ないのでございす。しかしこちらの都合のいいことばかりをはたして選べるかどうかということに、これはよほど問題でございますけれども、しかし、大体において農産物などは先進國であらうと、後進國であらうと、これは多分に人為的な問題を越えたところのいろいろな条件が、天然の条件が働いてございすから、簡単にどの國でもこれを開放するというのではないうであります。従つて、農産物等につきましては、できるだけ國際的な了解を得て、そして十分にこれに耐えらるゝときまでは自由化しない、しかも便々として長引かせるわけにはいきませんから、できるだけ早くこの種の強化策、體質改善を行なつて、そしてその完成したのから自由化するといふ方針で参りたいと思ふのであります。

○千田正君 私はいくつ、もう一問だけお伺いしてやめませんが、たとえば農産物のうちで生糸のような問題は、先般國際市場におけるところの価格の変動によって国内の生産が相當抑圧されて、そして、そして農園等は一応圧縮された。圧縮されたと今度には生糸の値段が上がり繭の値段が上がるというふうな國際市場の影響をよこすという受けて農民がびくびくしながら、安定した農業をやつていけない。こういうことが過去にあったのであります。今後やはり貿易をやるといふ面においては十分に国内の産業との接觸する面において、ただもうければいいのだと

いう意味ではなしに、日本の国力の充實を考へて、通産大臣にしまして十分農林大臣との間に問題の調整をやつていっていただきたい。この点を要望いたしまして、社會黨の諸君がすみやかに御出席いたゞいて、運営が円滑にいきますよう委員長にお願いして、一応私はこれで質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ。通産大臣は三時半までであつたのであります。特別に四時までお願いしておきましたから、四時には終了するようにお願いいたします。

○安田敏雄君 通産大臣にお聞きしたいのであります。私はすわつたままです。やりますから答弁もすわつたままです。けつこうでございます。

実は、農業基本法が制定されるというところで、選挙中身党側の候補者は、結局この問題に對してはよく農村において、農村からはみ出るところの農民にとつては就職の先といたしまして工場を地方へ分散させるからということ、相當選挙民から関心を獲得しておるわけなんです。ところが、今日の地方へ工場を分散しておる姿というのはきわめて無統制であつて、非常に地方の農民はそういう分散によって被害を受けておるわけなんです。特にそういうことのために非常に農耕地が転用されておる。あるいはまた、工場が分散いたしまして、そこに働く人たちの労働賃金というものはきわめて低い、悪い条件にあるという姿があるわけなん

です。こういうような状態だということ、現在非常に収入が少ない、農村の人たちが、そちらの方におそらく就職いたしましても、非常に賃金が安いために、少しも生活が向上しないというような現象が非常にあるわけなんです。そういうことになりましたという、単に農村からはみ出た人たちがそこに就職いたしましても、結局それは都市と農村におけるところの所得を均衡するゆえんにもならないし、生活を向上するゆえんにもならないという形があらからこちらに見られる。こういうようなことであつては、何らそこに農村に對するところの振興策、特に農民に對するところのいわゆる生活上の對策にはならない。こういう点があるわけなんですけれども、この点についてどういふような考えを持っているか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(樺名悦三郎君) 地域格差

それから農業、非農業の格差は正のために、それからまた行き詰まった先進地方の工業地帯の現状を打開するためにも、工場地方分散はきわめて望ましいのでございます。

それで、いよいよ倍増計画に従つて三十六年度からこれを実行しようというところになっておりますけれども、ただいまのところ、地方分散計画というものがあるがまだ準備調整中でございまして、その緒についておらない、問題はこれからというのでございます。で、通産省といたしましては、二、三年前から工場立地調査、その調査を行なつておるのであります。それで、各地方の希望に応じて国から補助を出す、そして調査項目を提示して、その項目に従つて調査をした結果、通産省にそ

の台帳を備えて、そして地方分散、地方進出の希望者に対して、きわめて貴重な参考資料を提供しておるといふ状況であります。この国会に間に合つかどうか、私は心配しておるのであります。自治省、建設省等でも、あるいは地方基幹都市であるとか、いわゆる何といったようなことで考えておられるようでありまして、本省として、工業配置計画、地方にいかなる工業をどういふふう配置するかという案を持っておるのであります。腹案を持っておるのであります。とにかく問題は今後にあるのでございまして、今お話がございました、無統制のままで地方進出を試みて、そして勝手に安い賃金で農村の子弟を引きつけるようなことをやっておるといふような状況は、計画的に施策が実行されるに従つて、さうな弊害は是正されるものと考えております。

○安田敏雄君 私心配するのは、この農業基本法、特に政府案が通つたという仮定に立つならば、必然的に自立経営農家を中心にして農業の発展を期待するわけなんです。当然そこに所得倍増計画の見通しからいまして、いけば離農する人たちが相当出てこなければならぬわけなんです。そういういわゆる離農の對策に対して、現在工場が地方へ分散するということに何か依存しているのではないかと。いかにとられるわけですか。とこわが、實際資本主義経済の中で、工場が地方へ分散した際に、これは重工業がおそらく石炭そのほかの燃料の關係で分散することはないだらうと思ひます。おそらく軽工業というものが地方へ行くことになる。しかも、その土地で消費させられるというものは、また逆に都市を中心とした方の市場へその製造したものが流れてくるということになります。非常に通信、運搬費というものに経費を食われてくる。こういうような形で、地方へ工場が進出して、利潤がないという結果になれば、勢いそこに何を求めるかということになると、労働賃金を非常に安くする、あるいはまた土地の無償提供を、地方公共団体のあつせんによつて、いわゆる工場を誘致すれば、その土地が盛んになるのだというふうな幻想の中から、いわゆる無償提供のようないふ形で土地を得るか、あるいはまた固定資産税その他に對するところの税の免除を依頼する、こういういろいろな諸経費を削っていく。特に労働賃金については、農村の今までの低い所得、その所得に対して、それをわずかに上回るか、それと同程度の賃金しか与えていかない。そういうことではない、工場というものは成り立たない。そういう点から言つて、現在におけるところの工場分散というものは、結局農村と都市とのいわゆる所得を均衡させるという意味には少しもなっていないんじゃないかと、こういうような現実が現在あるわけですか。従つて、私はそういうことを心配するからこゝろ聞かれないんです。それは、この基本法が、いわゆる中農以下の人々には、簡潔に言へば、きわめて冷淡な法律になるではないかという危惧感を持つてゐるから、その工場分散の問題と、いわゆる他産業の問題と関連して、私は

心配のあまり申し上げたわけなんです。従つて、そういう問題については、目下考中だと言ひますけれども、今後とも十分一つ対処してもらいたいと思ひますが、この点についてもう一度、一つ具体的に回答いただきたいと思います。

○國務大臣(樺名悦三郎君) 今、四大工業地帯においても、いろいろまた程度がございまして、もう相当行き詰まつて、交通、運輸の關係、それから寄宿舍の關係、その他いろいろの問題について行き詰まつておるのであります。もし地方に、運輸、交通、通信その他の便益さえあれば、今日の状況から言ひますと、少しぐらゐ中心地を離れても、私は喜んで工場は地方に進出するものと考えております。ただ、現在においては、ごく手輕な工場が地方に行つて、今御指摘のやうな問題も出ておるものがある。その問題も、さうして、本格的な地方移動というやうなことになるやうな、ただ低賃金をねらつて云々というやうなことは、それはもうきわめて甘過ぎる考へであつて、そんなことは相當の工業にとつてはほとんど問題にならない。やはり払うべきものは払う、そしてほんとうに立地條件のいい所に行つて、落ちついて工場を経営しようというのでございまして、今の御指摘のやうな状態は、間々こまかい工場の進出等についてはあるかもしれませんが、本格的な地方進出計画がもし実行される段階になりますれば、私はその問題はほとんど消えてしまふのではないかと、かように考えておるわけでございます。問題は、要するに工業のほんとうの基礎を早くここにそれを

建設するかということがかかつて問題のかきである、かように考えておる次第でございます。

○安田敏雄君 まあ、工場の分散計画については、十分慎重に今後の計画を立てるということでございます。それから、またいづれ機会を讀みまして質問することにしたしまして、次にお聞きしたいのは、きのうもちょっと労働大臣にお聞きしたわけなんですけれども、貿易の自由化に對する問題でございまして、通産省の産業調査、あるいは通産省の電力中央研究所のいわゆる貿易自由化と産業構造の調査というやうな問題の報告書によりまして、貿易の自由化によつて、相當産業構造に變革を來たして、労働條件が悪化するのではないか、あるいは雇用が不安定になるではないかという予測があるわけなんです。そういうやうな状況が將來展開されるといふやうな、いわゆる第二次産業あるいは第三次産業に流れるところの農村失業者といふやうな、そういう人たちの雇用に重大な影響が出てくるのではないかと、こういうやうに考えますが、もし私の言うやうなことが想定されるとするならば、これに對しましての通産省のお考えはどういふやうに考えておられますか、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(樺名悦三郎君) 貿易の自由化は、御承知の通り、昨年の六月に計画を立てまして、そして逐次自由化を行つたところで、大体まあ三年くらいの間には八割程度は実行する。なお、これに石炭、石油を加えるということになれば九〇%になつて、まあこれならば大体國際的にも通るのではないかと、こういうふうな考へて、ただい

ま着々実行して参っております。それで今まで実行したものにきましては、十分に国際的の競争力も相当出てきておる。また海外の製品が入ってきて、十分にこれをはね返すだけの力

を持っておるものが大部分でございまして、問題はなかったものであります。この四月から原綿、原毛を自由化したしまして、それから鋼材も第一、四半期において完全に自由化するということになっております。ここまではいいとして、その以後においていろいろな問題のあるものがあるのであります。まだ十分に国際競争力が備わっておらない、従って自由化した場合には、外圍品との競争に太刀打ちができない。

ざいますから、これだけの用意をもつてすれば、貿易自由化、すなわち労働条件の悪化、あるいは雇用低下というようなことにはならない、かように考えております。

○委員長（藤野繁雄君） 大臣がおられるのは四時までですから、そのつもりでやって下さい。

○安田敏雄君　それでは簡単に。実は大企業のように終身勤務制のあるところだとか、あるいは年功序列型の賃金制のところには、農村の中高年齢は、現在も就職できないわけです。あるいはかりに就職しても、臨時工であるとか社外工というようないわゆる境遇にあるわけです。ところが大部分の農村

のではないかとということが想定されるわけなのです。ですから、必ずしも大臣のおっしゃるように、企業は、貿易の自由化についても強化していくから、雇用条件に心配はないのだというような答弁は、私は、大企業については言えるけれども、中小企業については言えないのではないかと。そういう影響によって、農村に非常に大きな失業者たちがかえって増大してくるのではないかとということが心配されるから、お聞き申し上げたわけでございます。

○国務大臣(樞密院三卿君) 一般にそういうふうには考えられているかもしれないが、中小企業必ずしも自由化はこわくない、大企業必ずしもこわくない、大企業がむしろいいところでやられるかもしれないというものがなされることはない。こういうことを言うと、少し世の中を刺激することになるかもしれないと思いますが、決して企業の大小ではないと思います。それから中小企業について、ある地方に中小企業、金属関係の企業が地方産業としてどうやらこ

うやら今まで命脈を保っているのがございまして、部品を作っておるところでございす。最近海外の方からしきりに引き合いがくる、いわゆる日本人が器用で、そうして割合にこれは労働強化というような観念につながるようなものでなしに、賃金が安くていいものができる。それを海外の方で一つ部品を日本の中小企業に注文しようと、いうような傾向がちよいちよい現われてきているのであります。でありますから、必ずしも中小企業が自由化に弱くて、大企業が強いというようなことは、私は一がいに言えないと思うのであります。かなり大企業で、今のよう

な状況に放置しておけば危険なものが相当ございます。

○安田敏雄君 この問題はまたあとにいたしますが、今の労働力の切り売りのようなお話があったわけですけれども、そういう形は、職前のいわゆる日本の産業の特質なんですから、私としては今の答弁では納得できませんが、もう一つ聞きたいのは、いろいろ最近の物価値上げの中で、国鉄運賃が上がつてきましたし、予想されるところでは電力が、九州電力は上がりまして

が、その他の電力も、東京電力を初め、大体七月初から九月ごろには一斉に値上げになるという見通しを聞いております。また、これは原価計算主義でございいますから、申請が出ますというところ、通産省も認可しなければならぬという立場もあるでしよらぬと思ひます。電力の値上げというものは、はっきりと当分の間という言葉を政府は使っておりますが、上がるということは必ずでございいますか。その点をちよつとお聞きしたい。

○国務大臣・椎名悦三郎君　電力の値上げ問題ですが、ただいま問題になっているのは、東京電力でございます。閣議の方針に従って当分の間値上しなない、こういう方針は堅持して参りたいと思います。ただしかし値上げしなないからといって、事実の認識を曲げるわけには参りません。相当にこれは経理状態は捨てて置けぬというようなものは、今のところは東京電力だけでございます。ほかに当分の間値上げの必要は、当分の間の当分ではありませぬ、ここ数年の間、他の電力会社においては値上げの必要はない状況でございます。

いての見通しについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 農業用電力の問題について申しますと、灌漑排水用の電力、脱穀調製用等の電力でございしますが、概して豊水期にこれを使用されるものでございしますので、従来も一般よりも割安になっておると考えております。なお、この点につきましては、お話しした点もございしますので、なお一そう負担の軽減につきましては検討したいと考えています。

○委員長(藤野繁雄君) さっきも申し上げたように、大臣は四時までですからそのつもりでお願いいたします。

○北村暢君 第十二条の「農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする」ということが出ておりますが、農業資材の生産の事業の発達改善等という点について、これは項目で何々々というふうにして、こういうように簡単に一つお答えを願いたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 農業資材と申しますと、まあたくさんございまして、おまなるものとしては、肥料、それから農機具だと考えております。

○北村暢君 おっしゃる通り農機具、肥料、この問題がございしますが、そのほかにも農業の今後の発展において、いわゆるビニール・ハウスの問題、これは工業者が、ビニール・ハウスの問題は農家から考えたよりも、かえって工業者がこれを宣伝したという点で、今日の発達を促しているというふうな点で、いろいろな問題があるわけですが、今申したように、主たるものはやはり肥料と農機具であろうと思ひます。そこで、肥料の問題についてお尋ねいたします。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 遺憾の状況のままに経過しておりますが、六月の下旬までには成案を得て審議会にかけたいと思っております。

○北村暢君 この輸出会社の赤字は、私は農民に転嫁することは許されないと、私も思っています。そうであるとしても輸出価格よりもはるかに高い価格で国内の農民は肥料を買っているわけでありまして、これ以上農民に転嫁することは許されないと、方針はどうですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 税制の面からこれを軽減することにつきましては、すでに国会において御審議を経てその方法は確定しております。これは一部分でございまして、もし全体を処理するということになりますれば、また別に対策を考える必要があるかと存じますが、まだその方法につきましては、結論を得ておらぬ状態であり

○北村暢君 ほうっておけば赤字は累積する一方です。税法の特別措置というものを考えておられるようですが、それでは問題の解決には私にはならないと思ひます。従って今それを検討中という点でございしますが、一休これらの問題を含めて肥料審議会は今年とんと昨年と暮れから開かれぬ形にありますが、結論を得て肥料審議会はいつお開きになりますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 遺憾の状況のままに経過しておりますが、六月の下旬までには成案を得て審議会にかけたいと思っております。

○北村暢君 この輸出会社の赤字は、私は農民に転嫁することは許されないと、私も思っています。そうであるとしても輸出価格よりもはるかに高い価格で国内の農民は肥料を買っているわけでありまして、これ以上農民に転嫁することは許されないと、方針はどうですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 税制の面からこれを軽減することにつきましては、すでに国会において御審議を経てその方法は確定しております。これは一部分でございまして、もし全体を処理するということになりますれば、また別に対策を考える必要があるかと存じますが、まだその方法につきましては、結論を得ておらぬ状態であり

○北村暢君 ほうっておけば赤字は累積する一方です。税法の特別措置というものを考えておられるようですが、それでは問題の解決には私にはならないと思ひます。従って今それを検討中という点でございしますが、一休これらの問題を含めて肥料審議会は今年とんと昨年と暮れから開かれぬ形にありますが、結論を得て肥料審議会はいつお開きになりますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 遺憾の状況のままに経過しておりますが、六月の下旬までには成案を得て審議会にかけたいと思っております。

○北村暢君 この輸出会社の赤字は、私は農民に転嫁することは許されないと、私も思っています。そうであるとしても輸出価格よりもはるかに高い価格で国内の農民は肥料を買っているわけでありまして、これ以上農民に転嫁することは許されないと、方針はどうですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 税制の面からこれを軽減することにつきましては、すでに国会において御審議を経てその方法は確定しております。これは一部分でございまして、もし全体を処理するということになりますれば、また別に対策を考える必要があるかと存じますが、まだその方法につきましては、結論を得ておらぬ状態であり

○北村暢君 ほうっておけば赤字は累積する一方です。税法の特別措置というものを考えておられるようですが、それでは問題の解決には私にはならないと思ひます。従って今それを検討中という点でございしますが、一休これらの問題を含めて肥料審議会は今年とんと昨年と暮れから開かれぬ形にありますが、結論を得て肥料審議会はいつお開きになりますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 遺憾の状況のままに経過しておりますが、六月の下旬までには成案を得て審議会にかけたいと思っております。

○北村暢君 この輸出会社の赤字は、私は農民に転嫁することは許されないと、私も思っています。そうであるとしても輸出価格よりもはるかに高い価格で国内の農民は肥料を買っているわけでありまして、これ以上農民に転嫁することは許されないと、方針はどうですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 税制の面からこれを軽減することにつきましては、すでに国会において御審議を経てその方法は確定しております。これは一部分でございまして、もし全体を処理するということになりますれば、また別に対策を考える必要があるかと存じますが、まだその方法につきましては、結論を得ておらぬ状態であり

○北村暢君 ほうっておけば赤字は累積する一方です。税法の特別措置というものを考えておられるようですが、それでは問題の解決には私にはならないと思ひます。従って今それを検討中という点でございしますが、一休これらの問題を含めて肥料審議会は今年とんと昨年と暮れから開かれぬ形にありますが、結論を得て肥料審議会はいつお開きになりますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 遺憾の状況のままに経過しておりますが、六月の下旬までには成案を得て審議会にかけたいと思っております。

○北村暢君 この輸出会社の赤字は、私は農民に転嫁することは許されないと、私も思っています。そうであるとしても輸出価格よりもはるかに高い価格で国内の農民は肥料を買っているわけでありまして、これ以上農民に転嫁することは許されないと、方針はどうですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 鉄鋼あるいは石油化学、これらとの連関においてこれを全部取り入れまして合理化を考へておるのであります。でございしますから、ただいまの肥料価格が五十数ドルしておるものを大体十ドル見当引き下げるという目標のもとに合理化を推進している次第であります。

○北村暢君 その程度の引き下げでは、まだ引き下げ得る可能性は私にはあると思ひますが、これは一気にかない問題ではもちろんあるとは考えま

○国務大臣(椎名悦三郎君) 鉄鋼あるいは石油化学、これらとの連関においてこれを全部取り入れまして合理化を考へておるのであります。でございしますから、ただいまの肥料価格が五十数ドルしておるものを大体十ドル見当引き下げるという目標のもとに合理化を推進している次第であります。

○北村暢君 その程度の引き下げでは、まだ引き下げ得る可能性は私にはあると思ひますが、これは一気にかない問題ではもちろんあるとは考えま

○国務大臣(椎名悦三郎君) 鉄鋼あるいは石油化学、これらとの連関においてこれを全部取り入れまして合理化を考へておるのであります。でございしますから、ただいまの肥料価格が五十数ドルしておるものを大体十ドル見当引き下げるという目標のもとに合理化を推進している次第であります。

○北村暢君 その程度の引き下げでは、まだ引き下げ得る可能性は私にはあると思ひますが、これは一気にかない問題ではもちろんあるとは考えま

○国務大臣(椎名悦三郎君) 鉄鋼あるいは石油化学、これらとの連関においてこれを全部取り入れまして合理化を考へておるのであります。でございしますから、ただいまの肥料価格が五十数ドルしておるものを大体十ドル見当引き下げるという目標のもとに合理化を推進している次第であります。

○北村暢君 その程度の引き下げでは、まだ引き下げ得る可能性は私にはあると思ひますが、これは一気にかない問題ではもちろんあるとは考えま

○北村暢君 そのような三分の一くらいの影響があるから、そのような影響のないように講じておるといふのは、具体的にどういふことをやっておられるのか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 大体アメリカの硫酸の価格は日本と比較して相当コストが安くない、距離も離れておりますので、フレイトも相当かかるので、それらを一よりどころとしてアメリカの当局に折衝しておる、こういう状況でございします。

○北村暢君 この問題については、大臣おわかりになっていないようです。今の答弁は全く私はピンとがはずれていなく、これはそういうことにはならぬのです。そんなことじやないのです、問題は、でありますから、これは今聞いても……

○国務大臣(椎名悦三郎君) なお担当局長から申し上げます。

○政府委員(秋山武夫君) 肥料に關しましてのICA資金の問題でございします。これは非常に大きな割合を占めております。私どももいたしまして、何とかしてその悪影響を防ぐ方法を考へなければならぬという点で、一つはアメリカのICA当局に対して働きかけをする、これは単に政府間の折衝という形のみならず、民間を通して折衝をしたいという点で、今現に始めております。もう一つは、他の地域に市場を求めるといふ考え方でございします。御承知のように、東南アジア方面におきましても非常に需要自体は強いわけですが、外貨が非常に

ないような対策を講じておる状況であります。

不足しているようなことで買い切れないという問題もございますので、それらも一緒に合わせて、何らか日本の確安なり、肥料を買ってもらうという方法を考えなければならぬということ、今具体策を検討しているということでございます。

○北村暢君 これ私の質問は、時間がきましたから終わりたいと思いますけれども、こういう重要な問題について、私は、担当局長でなければ、大臣が答弁できないようでは、これはおかしい話なんで、これは今大問題なんです、アメリカとのドル防衛の問題との関連において、何のために通産大臣を置いているかわからないじゃないですか。その勉強の足りないものはなはだしい。怒ってもしようがないけれども。とにかくこれは今話が局長からありました、東南アジアその他の問題ももちろんあります。それから外貨の問題もあります。しかし、もう一つ大きな問題は、やはり中共貿易との関係でこの販路というものは相当開けると思ふんです。こういう問題も一つの真剣に取組むべきじゃないか。これは意見でありますから、答弁要りません。しかしながら、このICAの問題については、せっかく総理もアメリカへ行くんでありますから、この際ですね、やはり見通しというものをはっきりさしてくるべきでないか、このように考えますので、担当大臣である大臣がさっぱり何のことかわからないようでは、これはお話しになりませんので、これは一つよく検討して善処をさるべきじゃないか、このように思います。

もう時間が過ぎましたから、私の質

問はこれで終わります。

○委員長(藤野繁雄君) ここでしばらく休憩いたします。

午後四時九分休憩

午後五時十六分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続いて農業基本法案(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆第二号、予備審査)、以上三案を一括議題といたします。

○河野謙三君 議事進行。この際、内閣提出、農業基本法案の質疑打ち切りの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤野繁雄君) ただいまの動議を採決いたします。動議に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(藤野繁雄君) 多数と認めます。動議は可決されました。内閣提出、農業基本法案に対する質疑は終局することに決しました。

これをもって散会いたします。

午後五時十七分散会

五月三十日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十四日)

- 一、魚価安定基本法案
- 一、漁業生産調整組合法案